昭和三十四年法律第百二十七号 商標法

目次

総則 (第一条・第二条)

章 商標登録及び商標登録出願(第三条 第十三条の二)

審査 (第十四条―第十七条の二)

商標権

第一節 第二節 権利侵害(第三十六条—第三十九 商標権 (第十八条—第三十五条)

第四章の二 第三節 登録料(第四十条—第四十三条) 登録異議の申立て(第四十三条の |―第四十三条の十五)

第六章 第五章 再審及び訴訟 (第五十七条―第六十三 審判(第四十四条―第五十六条の二)

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく 第七章 防護標章 (第六十四条—第六十八条)

第 一節 国際登録出願(第六十八条の二―第 六十八条の八)

第三節 第二節 国際商標登録出願に係る特例(第六 商標登録出願等の特例(第六十八条 十八条の九―第六十八条の三十一)

第八章 雑則 (第六十八条の四十―第七十七条 の三十二―第六十八条の三十九)

附則 第九章 罰則(第七十八条—第八十五条)

第一 章 総則

第一条 この法律は、商標を保護することによ を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせてり、商標の使用をする者の業務上の信用の維持 需要者の利益を保護することを目的とする。 (定義等)

+

前各号に掲げるもののほか、政令で定める

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によ 図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれ 「標章」という。)であつて、次に掲げるものをらの結合、音その他政令で定めるもの(以下 つて認識することができるもののうち、文字、

その役務について使用をするもの(前号に掲一 業として役務を提供し、又は証明する者が げるものを除く。) する者がその商品について使用をするもの 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡

2 まれるものとする。 において行われる顧客に対する便益の提供が含 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務

この法律で標章について「使用」とは、

商品又は商品の包装に標章を付する行為 5

めに展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのた 回線を通じて提供する行為 商品又は商品の包装に標章を付したものを

利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の 含む。以下同じ。) に標章を付する行為

利用に供する物に標章を付したものを用いて 役務を提供する行為 役務の提供に当たりその提供を受ける者の

五. 当たりその提供を受ける者の利用に供する物 役務の提供のために展示する行為 を含む。以下同じ。)に標章を付したものを 役務の提供の用に供する物(役務の提供に

t 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の 他人の知覚によつては認識することができな 当該役務の提供に係る物に標章を付する行為 標章を表示して役務を提供する行為 面を介した役務の提供に当たりその映像面に い方法をいう。以下同じ。) により行う映像 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その

九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもの の提供のために音の標章を発する行為のほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務 くは頒布し、又はこれらを内容とする情報に 標章を付して電磁的方法により提供する行為 しくは取引書類に標章を付して展示し、若し 商品若しくは役務に関する広告、価格表若

4 ることには、次の各号に掲げる各標章について 前項において、商品その他の物に標章を付す

ものとする。 は、それぞれ当該各号に掲げることが含まれる する広告を標章の形状とすること。 供の用に供する物又は商品若しくは役務に関 の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提 くはこれらの結合又はこれらと色彩との結合 文字、図形、記号若しくは立体的形状若し

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する 物又は商品若しくは役務に関する広告に記録

の提供の用に供する物又は商品若しくは役務 媒体が取り付けられている場合(商品、役務 む。)において、当該記録媒体に標章を記録 に関する広告自体が記録媒体である場合を含

この法律で「登録商標」とは、

務に類似するものの範囲には商品が含まれるこ囲には役務が含まれることがあるものとし、役6 この法律において、商品に類似するものの範 とがあるものとする。

7 込ませる行為が含まれるものとする。にある者が外国から日本国内に他人をして持 「55看が外国から日本国内に他人をして持ちこの法律において、輸入する行為には、外国

第二章 商標登録及び商標登録出願

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について 除き、商標登録を受けることができる。 使用をする商標については、次に掲げる商標を 二 その商品又は役務について慣用されている られる方法で表示する標章のみからなる商標 その商品又は役務の普通名称を普通に用

対能、用途、形状 (三) その商品の産地、 その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期 その他の特徴、数量若しくは価格又はその役じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期 十六条第一項第二号及び第三号において同効能、用途、形状(包装の形状を含む。第二 いられる方法で表示する標章のみからなる 務の提供の場所、質、提供の用に供する物、 販売地、品質、原材料、

Ŧi. 方法で表示する標章のみからなる商標 からなる商標 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみ

識することができない商標 かの業務に係る商品又は役務であることを認 前各号に掲げるもののほか、需要者が何

2 ことができるものについては、同項の規定にか 業務に係る商品又は役務であることを認識する あつても、使用をされた結果需要者が何人かの かわらず、商標登録を受けることができる。 前項第三号から第五号までに該当する商標で

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定 にかかわらず、商標登録を受けることができな

けている商標をいう。 商標登録を受

商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる

(商標登録を受けることができない商標)

旗と同一又は類似の商標 菊花紋章、勲章、 褒章又は外国の

二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッ は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記同じ。) の同盟国、世界貿易機関の加盟国又 章(パリ条約の同盟国、 八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下 改正された工業所有権の保護に関する千八百 九百六十七年七月十四日にストックホルムで 百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千 千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九 セルで、千九百十一年六月二日にワシントン であつて、経済産業大臣が指定するものと同 国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。) で、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、 一又は類似の商標 世界貿易機関の加盟

似の商標(次に掲げるものを除く。) て経済産業大臣が指定するものと同一又は類 「国際機関」という。)を表示する標章であつ れている商標又はこれに類似するものであ 国際連合その他の国際機関(ロにおいて 示するものとして需要者の間に広く認識さ するもの 類似する商品若しくは役務について使用を つて、その商品若しくは役務又はこれらに 自己の業務に係る商品若しくは役務を表

それがない商品又は役務について使用をす 国際機関と関係があるとの誤認を生ずるお るもの は類似の標章からなる商標であつて、その 国際機関の略称を表示する標章と同一又

Ŧ. 府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政 のと同一又は類似の標章を有する商標であつ 章又は記号のうち経済産業大臣が指定するも 八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標 法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十 等における国民の保護のための措置に関する 第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態 する法律 (昭和二十二年法律第百五十九号) て、その印章又は記号が用いられている商品 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関

六 国若しくは地方公共団体若しくはこれら 機関、公益に関する団体であつて営利を目的

いて使用をするもの

又は役務と同一又は類似の商品又は役務につ

でに掲げるものを除く。)

営利を目的としないものを表示する標章であ つて著名なものと同一又は類似の商標 としないもの又は公益に関する事業であつて 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれが

定める要件に該当しないもの 用をする商品又は役務の分野において需要者 又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で 標(その他人の承諾を得ているものを除く。) は筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商 の間に広く認識されている氏名に限る。)若 しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しく 他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使

でその政府等若しくはその許可を受けた者が庁長官の定める基準に適合するもの又は外国 府等以外の者が開設する博覧会であつて特許等」という。) が開設する博覧会若しくは政 標の一部としてその標章の使用をするものをの標章を有する商標(その賞を受けた者が商 開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似 政府若しくは地方公共団体(以下「政府

役務について使用をするもの 同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは 第一項において準用する場合を含む。)の規 商品若しくは役務について使用をするもの その商品若しくは役務又はこれらに類似する 定により指定した商品又は役務をいう。以下 標であつて、その商標登録に係る指定商品若 いる商標又はこれに類似する商標であつて、 するものとして需要者の間に広く認識されて しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示 係る他人の登録商標又はこれに類似する商 当該商標登録出願の日前の商標登録出願 3 2

十二 他人の登録防護標章 (防護標章登録を受 商品又は指定役務について使用をするもの 商標であつて、その防護標章登録に係る指定 けている標章をいう。以下同じ。)と同一の

生ずるおそれがある商標(第十号から前号ま は役務について使用をするもの の品種の種苗又はこれに類似する商品若しく 種の名称と同一又は類似の商標であつて、そ 八条第一項の規定による品種登録を受けた品 他人の業務に係る商品又は役務と混同を 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずる

るぶどう酒又は蒸留酒について使用をする 標であつて、当該産地以外の地域を産地とす をすることが禁止されているものを有する商 とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用 該加盟国において当該産地以外の地域を産地 のうち特許庁長官が指定するものを表示する しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当 標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地

十八 商品等(商品若しくは商品の包装又は役 務をいう。第二十六条第一項第五号において めるもののみからなる商標 同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示す <u>ر</u> 他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつ 益を得る目的、他人に損害を加える目的その て使用をするもの(前各号に掲げるものを除 類似の商標であつて、不正の目的(不正の利 者の間に広く認識されている商標と同一又は るものとして日本国内又は外国における需要

第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号号の規定は、適用しない。 目的としないものを行つている者が前項第六号 ないもの又は公益に関する事業であつて営利を 関、公益に関する団体であつて営利を目的とし の商標について商標登録出願をするときは、同 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機

登録出願の時に当該各号に該当しないものにつ 又は第十九号に該当する商標であつても、商標

その商標登録出願人が、商標登録を受けること いては、これらの規定は、適用しない。 当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他 は、同号の規定は、適用しない。間で混同を生ずるおそれがないものについて について同号の他人の承諾を得ており、かつ、 は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との 人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又 (商標登録出願) 第一項第十一号に該当する商標であつても、

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲 げる事項を記載した願書に必要な書面を添付し て特許庁長官に提出しなければならない。 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又

の政令で定める商品及び役務の区分

2

3

書に添付しなければならない。

5 とする商標を特定するものでなければならなる 前項の記載及び物件は、商標登録を受けよう

6 商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩 する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その 分のうち商標登録を受けようとする商標を記載 同一の色彩を付すべき旨を表示した部分につい を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と ては、この限りでない。 商標登録を受けようとする商標を記載した部

第五条の二 特許庁長官は、商標登録出願が次の 各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願 して認定しなければならない。 に係る願書を提出した日を商標登録出願の日と

でないと認められるとき。 商標登録を受けようとする旨の表示が明確

二 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載 がなく、又はその記載が商標登録出願人を特

指定商品又は指定役務並びに第六条第二 商標登録を受けようとする商標

項

とするときは、その旨を願書に記載しなければ ならない。 次に掲げる商標について商標登録を受けよう

る商標 的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなの前後にわたるその文字、図形、記号、立体 又は色彩が変化するものであつて、その変化 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状

彩又はこれらの結合との結合を含む。)から二 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色 なる商標 (前号に掲げるものを除く。)

三 色彩のみからなる商標(第一号に掲げるも のを除く。)

音からなる商標

で定める商標 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令

るときは、その旨を願書に記載しなければなら いう。)のみによつて商標登録を受けようとす 許庁長官の指定する文字(以下「標準文字」と 商標登録を受けようとする商標について、

4 経済産業省令で定める商標について商標登録 に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書るところにより、その商標の詳細な説明を願書 を受けようとするときは、経済産業省令で定め

(出願の日の認定等) 2

定できる程度に明確でないと認められると

載がないとき。 願書に商標登録を受けようとする商標の記

兀 らない。 願について補完をすべきことを命じなければ 者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出 に該当するときは、商標登録を受けようとする 特許庁長官は、商標登録出願が前項各号の一 指定商品又は指定役務の記載がないとき

う。)を提出しなければならない。 の補完に係る書面(以下「手続補完書」とい 商標登録出願について補完をするには、

4 録出願の日として認定しなければならない。 したときは、手続補完書を提出した日を商標登 項の規定により指定された期間内にその補完を 出願について補完をすべきことを命じた者が同 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録

とができる。 しないときは、当該商標登録出願を却下するこ 項の規定により指定された期間内にその補完を 出願について補完をすべきことを命じた者が同 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録

(一商標一出願)

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又 にしなければならない。 は二以上の商品又は役務を指定して、 商標ごと

3 2 区分に従つてしなければならない。 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の

の類似の範囲を定めるものではない。 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務

(団体商標)

第七条 一般社団法人その他の社団(法人格を有 受けることができる。 をさせる商標について、団体商標の商標登録を らに相当する外国の法人は、その構成員に使用 合(法人格を有しないものを除く。)又はこれ 同組合その他の特別の法律により設立された組 しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協

「自己又はその構成員の」とする。 用については、同項中「自己の」とあるのは、 前項の場合における第三条第一項の規定の適

る法人であることを証明する書面を特許庁長官 願において、商標登録出願人が第一項に規定す けようとする者は、第五条第一項の商標登録出 に提出しなければならない 第一項の規定により団体商標の商標登録を受

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律に る商品又は役務を表示するものとして需要者の用をされた結果自己又はその構成員の業務に係 を受けることができる。 く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除 間に広く認識されているときは、第三条の規定 ずれかに該当するものについて、その商標が使 員に使用をさせる商標であつて、次の各号のい法人(以下「組合等」という。)は、その構成 定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の 成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平 らない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、 の際に付されたよりも困難な条件を付してはな 拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入 ないのに、構成員たる資格を有する者の加入を 除き、当該特別の法律において、正当な理由が より設立された組合(法人格を有しないものを

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務 表示する文字のみからなる商標 用されている名称を普通に用いられる方法で られる方法で表示する文字のみからなる商標 に係る商品又は役務を表示するものとして慣 に係る商品又は役務の普通名称を普通に用い 地域の名称及び自己又はその構成員の業務

る文字であつて、普通に用いられる方法で表示する際に付される文字として慣用されてい 示するもののみからなる商標 並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表 名称を普通に用いられる方法で表示する文字 これらを表示するものとして慣用されている 業務に係る商品若しくは役務の普通名称又は 地域の名称及び自己若しくはその構成員の

有すると認められる地域の名称又はその略称を に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を は役務の提供の場所その他これらに準ずる程度 に係る商標の使用をしている商品の産地若しく くはその構成員が商標登録出願前から当該出願 前項において「地域の名称」とは、自己若し

については、同項中「自己の」とあるのは、 及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用 自己又はその構成員の」とする。 第一項の場合における第三条第一項(第一号

を受けようとする者は、第五条第一項の商標登 第一項の規定により地域団体商標の商標登録

> 許庁長官に提出しなければならない。 ものであることを証明するため必要な書類を特 係る商標が第二項に規定する地域の名称を含む ることを証明する書面及びその商標登録出願に 録出願において、商標登録出願人が組合等であ

(先願)

|第八条 | 同一又は類似の商品又は役務について使 先の商標登録出願人のみがその商標について商目に二以上の商標登録出願があつたときは、最 用をする同一又は類似の商標について異なつた が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人(当該商標登録出願人 務)との間で混同を生ずるおそれがないとき 権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役 は役務(当該商標が商標登録された場合におい 後出願人がその商標の使用をする商品又は役務 登録を受けることについて先の日に商標登録出 の項において「後出願人」という。)が、商標 標登録を受けることができる。ただし、後の日 は、当該後出願人もその商標について商標登録 ては、その登録商標に係る商標権者、専用使用 と当該先出願人がその商標の使用をする商品又 人」という。)の承諾を得ており、かつ、当該 に商標登録出願をした商標登録出願人(以下こ 人。以下この項及び第六項において「先出願

2 標について商標登録を受けることができる。 り、かつ、それぞれの商標の使用をする商品又 登録を受けることについて相互に承諾してお きる。ただし、全ての商標登録出願人が、商標 がその商標について商標登録を受けることがで する同一又は類似の商標について同日に二以上 を受けることができる。 は、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商 は役務との間で混同を生ずるおそれがないとき の商標登録出願があつたときは、商標登録出願 人の協議により定めた一の商標登録出願人のみ 同一又は類似の商品又は役務について使用を

4 3 期間を指定して、同項本文の協議をしてその結 登録出願は、前二項の規定の適用については、 初めからなかつたものとみなす。 査定若しくは審決が確定したときは、その商標 は却下されたとき、又は商標登録出願について 特許庁長官は、第二項本文の場合は、相当の 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しく

5 果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じな 定により指定した期間内に同項の規定による届 ければならない。 第二項本文の協議が成立せず、又は前項の規

> (当該商標登録出願人が複数あるときは、当該受けることについて先順位の商標登録出願人 登録出願人のみが商標登録を受けることができ よるくじにより定めた順位における最先の商標 出がないとき(第二項ただし書に規定するとき を生ずるおそれがないときは、当該後順位出願 が商標登録された場合においては、その登録商 その商標の使用をする商品又は役務(当該商標 使用をする商品又は役務と当該先順位出願人が ており、かつ、当該後順位出願人がその商標の おいて「先順位出願人」という。)の承諾を得 複数の商標登録出願人。以下この項及び次項に を除く。)は、特許庁長官が行う公正な方法に できる。 権者の業務に係る商品又は役務)との間で混同 標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用 て「後順位出願人」という。)が、商標登録を る後順位の商標登録出願人(以下この項におい る。ただし、当該くじにより定めた順位におけ 人もその商標について商標登録を受けることが

6 第一項ただし書又は前項ただし書の場合にお 出願人又は先順位出願人とみなして、これらのれたときは、その登録商標に係る商標権者を先 登録され、その登録商標に係る商標権が移転さ いて、先出願人又は先順位出願人の商標が商標 規定を適用する。

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等 た商標について、その商標の使用をした商品を | 界貿易機関を設立するマラケシュ 盟国 、世界 品した商品又は出展した役務について使用をし | 世界貿易機関の加盟国の国民 (世パリ 条約 の 以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官 出展の時にしたものとみなす。 たときは、その商標登録出願は、その出品又は 指定商品又は指定役務として商標登録出願をし は出展の日から六月以内にその商品又は役務を 出品した者又は役務を出展した者がその出品又 て特許庁長官の定める基準に適合するものに出 可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつ 若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当 又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国 許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、 約の締約国の領域内でその政府等若しくはその 盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条 の定める基準に適合するものに、パリ条約の同 (出願時の特例) ない国の領域内でその政府等若しくはその許 標法条約の締約国の国民

2 の適用を受けようとする者は、その旨を記載し 商標登録出願に係る商標について前項の規定

> なければならない。 出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出し 四項において「証明書」という。)を商標登 は役務であることを証明する書面(次項及び第 商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又 出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び た書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提

することができる。 ところにより、その証明書を特許庁長官に提出 に証明書を提出することができないときは、そ で定める期間内に限り、経済産業省令で定める の期間が経過した後であつても、経済産業省令 証明書を提出する者が前項に規定する期間内

出することができる。 かわらず、その理由がなくなつた日から十四日出することができないときは、同項の規定にか ができない理由により、前項の規定により証明 経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提 (在外者にあつては、二月) 以内でその期間 書を提出することができる期間内に証明書を提 証明書を提出する者がその責めに帰すること

(パリ条約の例による優先権主張)

第九条の二 パリ条約の同盟国でされた商標 きる。 二条第一項第二号に規定する商標に相当するも 条に定める例により、これを主張することがで 録の出願に基づく優先権についてパリ条約第四 同項第一号に規定する商標に相当する商標の のに限る。)の登録の出願に基づく優先権は、

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下 録出願について、これを主張することができは、パリ条約第四条の規定の例により、商標登 る。 欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権

|国民(パリ条約第三条の規定によの加盟国又 る加盟国の国民をいう。)又は商国又は商標 含む。) |り同盟国の国民とみなされる者を|商標法 ||協定附属書一C第一条3に規定す|易機関の加 |日本国民又はパリ条約の同盟国の世界貿易 公条約 ポロス 約 又 機 の は 関 法 盟

標の補正と要旨変更) (指定商品等又は商標登録を受けようとする商 条約の締約国

第九条の四 定役務又は商標登録を受けようとする商標につ 願書に記載した指定商品若しくは

の商標登録出願の時にしたものとみなす。ただ し、第九条第二項並びに第十三条第一項におい 一号)第四十三条第一項及び第二項(これらの 規定を第十三条第一項及び第二項(これらの 規定を第十三条第一項及び第二項(これらの 規定を第十三条第一項及び第二項(これらの も、第九条第二項並びに第十三条第一項におい が。

(出願の変更)

団体商標の商標登録出願に変更することができの商標登録出願をいう。以下同じ。) 又は地域登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外録出願を通常の商標登録出願(団体商標の商標登録出願(団体商標の商標登録出願人は、団体商標の商標登

- 登録出願に変更することができる。出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願又は団体商標の商標登録
- 登録出願に変更することができる。 体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標 る 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団
- 後は、することができない。商標登録出願について査定又は審決が確定したが一前三項の規定による商標登録出願の変更は、
- 願は、取り下げたものとみなす。出願の変更があつたときは、もとの商標登録出第一項から第三項までの規定による商標登録
- 場合に準用する。第三項までの規定による商標登録出願の変更の第三項をでの規定による商標登録出願の変更のは条第二項及び第三項の規定は、第一項から

第十二条 防護標章登録出願に変更することができ登録出願を商標登録出願人は、その防護標章

することができない。 録出願について査定又は審決が確定した後は、 前項の規定による出願の変更は、防護標章登

に準用する。 第十条第二項の規定による出願の変更の場合 規定は、第一項の規定による出願の変更の場合

(出願公開)

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があるとない、この限りでない。
きは、この限りでない。
を書するおそれがあると特許庁長官が認めるとを書するおそれがあると特許庁長官が認めるとを書するおそれがあると特許庁長官が認めるとを書するおそれがあると特許庁長官が認めるとを書するおそれがあると特許庁長官が認めると

は居所 は居所 人の氏名又は名称及び住所又

- 二 商標登録出願の番号及び年月日
- の。以下同じ。)する場合にあつては標準文字により現したもする場合にあつては標準文字により現したも 願書に記載した商標(第五条第三項に規定
- 五 前各号に掲げるもののほか、2四 指定商品又は指定役務

条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とに準用する。この場合において、同法第四十三に準用する。この場合において、同法第四十三条で及び第七項から第九項まで並びに第四十三条の三第二項を第一項から第四項ま

権利に準用する。
を権利)の規定は、商標登録出願により生じたる権利)の規定は、商標登録出願により生じたる権利との規定は、商標登録出願により生じたる権利に準用する。

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願第十三条の二 商標登録出願に係る商標の使用をした後に当該出願に係る商標の使用権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又権の設定の登録前に当該出願に係る内容を記載した書面の損失に相当する額の金銭的請求権等)

ぎない。 登録があつた後でなければ、行使することがで 2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の

|新||の行使を妨げない。|| の行使を妨げない。|| の行使は、商標権

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若はは却下されたとき、商標登録出願について上絶をすべき旨の査法とき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書いる場合を除き商標登録と無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めかが確定したときは、第一項の請求権は、初めかが確定したときは、第一項の請求権は、初めかがを表している。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三第一項及び第二十六条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十十六条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。このによる請求権を行使する場合に準用する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標をの使用の事実及びその使用を自さる。とする。とする。

第三章 審査

(審査官による審査)

第十四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の第十五条 審査官は、商標登録出願がずれかに該当するときは、その商標登録出願

一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又は第七十七条第三む。)、第五十三条第二項又は第七十七条第三む。)、第五十三条第二項以第七十七条第二により商標登録をすることができないものでにより商標登録出願に係る商標が第三条、第

あるとき。 により商標登録をすることができないもので 二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定

(拒絶理由の通知) 条第一項若しくは第二項に規定する要件を満 たしていないとき。 その商標登録出願が第五条第五項又は第六

第十五条の二 審査官は、拒絶をすべき旨の査定 をしようとするときは、商標登録出願人に対 拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定し 意見書を提出する機会を与えなければなら

第十五条の三 審査官は、商標登録出願に係る商 とができる。 を指定して、意見書を提出する機会を与えるこ に該当することとなる旨を通知し、相当の期間 ことにより当該商標登録出願が第十五条第一号 願人に対し、当該他人の商標が商標登録される いて使用をするものであるときは、商標登録出 務又はこれらに類似する商品若しくは役務につ つて、その商標に係る指定商品若しくは指定役 に係る他人の商標又はこれに類似する商標であ 標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願 2

当該他人の商標が商標登録されたときは、 の通知をすることを要しない。 (商標登録の査定) 前項の通知が既にされている場合であつて、 前条

第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標 は、商標登録をすべき旨の査定をしなければな 登録出願について拒絶の理由を発見しないとき (補正の却下

指定役務又は商標登録を受けようとする商標に 正を却下しなければならない。 であるときは、審査官は、決定をもつてその補 ついてした補正がこれらの要旨を変更するもの

第十六条の二 願書に記載した指定商品若しくは

をしてはならない。 過するまでは、当該商標登録出願について査定 て行い、かつ、理由を付さなければならない。 前項の規定による却下の決定は、文書をもつ 第一項の規定による却下の決定があつたとき 決定の謄本の送達があつた日から三月を経

よる却下の決定に対し第四十五条第一項の審判審査官は、商標登録出願人が第一項の規定に までその商標登録出願の審査を中止しなければ を請求したときは、その審判の審決が確定する

第十七条 特許法第四十七条第二項 (審査官の資 第四十八条 (審査官の除斥)、 第五十二条

> の規定は、商標登録出願の審査に準用する。 (査定の方式) 及び第五十四条 (訴訟との関係) (意匠法の準用)

第十七条の二 意匠法 (昭和三十四年法律第百三 定により、決定をもつて補正が却下された場合の新出願)の規定は、第十六条の二第一項の規 十五号)第十七条の三(補正後の意匠について

2 十五条の二第三項(第六十条の二第二項におい意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五 法第十七条の三第一項に規定する期間を延長す る場合に準用する。 て準用する場合を含む。)において準用する同

第四章 商標権

第一節 商標権

第十八条 商標権は、設定の登録により発生す る。 (商標権の設定の登録) 2

3 日から三十日以内に納付すべき登録料の納付が き旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた あつたときは、商標権の設定の登録をする。 十一条の二第一項の規定により商標登録をすべ 第四十条第一項の規定による登録料又は第四 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項

を商標公報に掲載しなければならない。

長官が秘密を保持する必要があると認めるものるおそれがある書類又は物件であつて、特許庁 六五四 の縦覧に供しなければならない。ただし、個人 許庁において出願書類及びその附属物件を公衆 類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害す の名誉又は生活の平穏を害するおそれがある書 載公報」という。)の発行の日から二月間、特 掲げる事項を掲載した商標公報(以下「商標掲 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所 商標登録出願の番号及び年月日 登録番号及び設定の登録の年月日 指定商品又は指定役務 願書に記載した商標

5 項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保 を提出した者に対し、その旨及びその理由 持する必要があると認めるもの以外のものを縦 害するおそれがある書類又は物件であつて、前 知しなければならない 覧に供しようとするときは、当該書類又は物件 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穏を [を通

(存続期間)

第十九条 商標権の存続期間は、 から十年をもつて終了する。

2 商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の

3 たときは、存続期間は、その満了の時に更新さ れるものとする。 商標権の存続期間を更新した旨の登録があつ

(存続期間の更新登録の申請)

で定める事項

前六月から満了の日までの間にしなければなら 更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了

4 3 める期間内にその申請をすることができる。 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登

にさかのぼつて消滅したものとみなす。 いときは、その商標権は、存続期間の満了の をすることができる期間内に、その申請をしな 商標権者が前項の規定により更新登録の申請

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したも その申請をしなかつたと認められる場合は、こ り更新登録の申請をすることができる期間内に きる。ただし、故意に、同条第三項の規定によ の限りでない。 定めるところにより、その申請をすることがで 業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で のとみなされた商標権の原商標権者は、経済産

2 きは、存続期間は、その満了の時にさかのぼつ て更新されたものとみなす。

(回復した商標権の効力の制限)

第二十二条 前条第二項の規定により回復した商 条第一項の申請により商標権の存続期間を更新 登録の申請をすることができる期間の経過後前 標権の効力は、第二十条第三項に規定する更新 為には、及ばない。 した旨の登録がされる前における次に掲げる行

登録商標の使用 当該指定商品又は指定役務についての当該

設定の登録の日

申請により更新することができる。

第二十条 商標権の存続期間の更新登録の申請を 特許庁長官に提出しなければならない。 する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を

前二号に掲げるもののほか、経済産業省令 商標登録の登録番号 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

ない。 間が経過した後であつても、経済産業省令で定録の申請をすることができないときは、その期

(商標権の回復)

前項の規定による更新登録の申請があつたと

については、この限りでない。

二 第三十七条各号に掲げる行為 (存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料 登録をする。 又は第四十一条の二第七項の規定により更新登 録の申請と同時に納付すべき登録料の納付が つたときは、商標権の存続期間を更新した旨の

付があつたときに、商標権の存続期間を更新し 第四十三条第二項の規定による割増登録料の 更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び 登録料及び第四十三条第一項の規定による割増 定にかかわらず、第四十条第二項の規定による た旨の登録をする。 登録料又は第四十一条の二第七項の規定により により更新登録の申請をする場合は、前項の規 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規

3 項を商標公報に掲載しなければならない。 前二項の登録があつたときは、次に掲げる事

登録番号及び更新登録の年月日 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指第二十四条 商標権の分割は、その指定商品又は (商標権の分割) 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

2 第四十六条第三項の審判の請求があつたとき 定役務ごとにすることができる。 いる場合に限り、することができる。 は、その事件が審判、再審又は訴訟に係属して (商標権の移転) 前項の分割は、商標権の消滅後においても、

| 2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機 第二十四条の二 商標権の移転は、その指定商品 又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又 は指定役務ごとに分割してすることができる。

ことができない。 二項に規定するものに係る商標権は、譲渡する 関又は公益に関する団体であつて営利を目的と しないものの商標登録出願であつて、第四条第

ることができない。 は、その事業とともにする場合を除き、移転す いものを行つている者の商標登録出願であつ て、第四条第二項に規定するものに係る商標権 公益に関する事業であつて営利を目的としな

ができない 地域団体商標に係る商標権は、 譲渡すること

(団体商標に係る商標権の移転)

第二十四条の三 団体商標に係る商標権が移 れたときは、 次項に規定する場合を除き、 その

商標権は、 通常の商標権に変更されたものとみ

載した書面及び第七条第三項に規定する書面を なければならない。 移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出し 権として移転しようとするときは、その旨を記 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標

二十四条の四 次に掲げる事由により、同(商標権の移転等に係る混同防止表示請求)

第二十四条の四 次に掲げる事由により、 用権者又は通常使用権者に対し、当該使用につ る。)が害されるおそれのあるときは、当該他ている指定商品又は指定役務に係るものに限 用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商録商標又は類似の商品若しくは役務について使 適当な表示を付すべきことを請求することがで の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに いて、その者の業務に係る商品又は役務と自己 は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使 の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者 の業務上の利益(当該他の登録商標の使用をし 他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者 又は指定役務についての登録商標の使用により 者、専用使用権者又は通常使用権者の指定商品 場合において、その一の登録商標に係る商標権 標権が異なつた商標権者に属することとなつた 商品若しくは役務について使用をする類似の登二十四条の四 次に掲げる事由により、同一の

- たこと 第四条第四項の規定により商標登録がされ
- 一 第八条第一項ただし書、第二項ただし書又 は第五項ただし書の規定により商標登録がさ 2
- 三 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本 生じた権利が承継されたこと。 の送達があつた日以後に商標登録出願により 商標権が移転されたこと。

(商標権の効力)

第二十五条 の使用をする権利を専有する範囲については 設定したときは、専用使用権者がその登録商標 る。ただし、その商標権について専用使用権を について登録商標の使用をする権利を専有す この限りでない。 商標権者は、指定商品又は指定役務

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標 (他の商標の一部となつているものを含む。) に

- 法で表示する商標 はこれらの著名な略称を普通に用いられる方 しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しく 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若
- 格又は当該指定商品に類似する役務の普通名 若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価 の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、 いられる方法で表示する商標 その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用 効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期 称、提供の場所、質、提供の用に供する物、 効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法 当該指定商品若しくはこれに類似する商品
- 産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、は当該指定役務に類似する商品の普通名称、 その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用 の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供 いられる方法で表示する商標 形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期 くは時期その他の特徴、数量若しくは価格又 する物、効能、用途、態様、提供の方法若し 当該指定役務若しくはこれに類似する役務
- れている商標 に類似する商品若しくは役務について慣用さ 当該指定商品若しくは指定役務又はこれら
- Ŧi. めるもののみからなる商標 商品等が当然に備える特徴のうち政令で定
- 識することができる態様により使用されていかの業務に係る商品又は役務であることを認 ない商標 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人
- 自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、 あつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は 芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称 を用いた場合は、適用しない。 前項第一号の規定は、商標権の設定の登録が
- 3 ない。ただし、その行為が不正競争の目的でさ れない場合に限る。 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ば
- 名称保護法第三十条において読み替えて適用 項において「特定農林水産物等名称保護法」 護法第六条の登録に係る特定農林水産物等名 じ。) の規定により特定農林水産物等名称保 する場合を含む。次号及び第三号において同 という。)第三条第一項(特定農林水産物等 律(平成二十六年法律第八十四号。以下この 特定農林水産物等の名称の保護に関する法

び第三号において「地理的表示」という。) 特定農林水産物等」という。)又はその包装 含む。次号及び第三号において「登録に係る された同条第一項に規定する農林水産物等を を付する行為 に同条第三項に規定する地理的表示(次号及 主な原料又は材料として製造され、又は加工 産物等(当該登録に係る特定農林水産物等を 称保護法第二条第二項に規定する特定農林水

展示し、輸出し、又は輸入する行為 し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために はその包装に地理的表示を付したものを譲渡 の規定により登録に係る特定農林水産物等又 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項

2

三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項 的表示を付して展示し、若しくは頒布し、又関する広告、価格表若しくは取引書類に地理 はこれらを内容とする情報に地理的表示を付 の規定により登録に係る特定農林水産物等に して電磁的方法により提供する行為

第二十七条 登録商標の範囲は、願書に記載した (登録商標等の範囲)

2 商標に基づいて定めなければならない。 に基づいて定めなければならない。 指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載

3 記載の意義を解釈するものとする。 載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の 第一項の場合においては、第五条第四項の記

第二十八条 商標権の効力については、特許庁に 対し、判定を求めることができる。

- 2 特許庁長官は、前項の規定による求があつた させなければならない。 ときは、三名の審判官を指定して、その判定を
- 3 は、第一項の判定に準用する。 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定
- 第二十八条の二 特許庁長官は、裁判所から商標 三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなけ 権の効力について鑑定の嘱託があつたときは、 ればならない。
- 2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、 の鑑定の嘱託に準用する。 前項

(他人の特許権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使 登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実録商標の使用がその使用の態様によりその商標 用権者は、指定商品又は指定役務についての登 用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願

うち抵触する部分についてその態様により登録 の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接 商標の使用をすることができない。 権と抵触するときは、指定商品又は指定役務の (専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用 条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権 使用権を設定することができる。ただし、第四 の限りでない。 及び地域団体商標に係る商標権については、こ

- 標の使用をする権利を専有する。 おいて、指定商品又は指定役務について登録商 専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内に
- 3 ることができる。 び相続その他の一般承継の場合に限り、移転す 専用使用権は、商標権者の承諾を得た場合及
- 果)の規定は、 九十八条第一項第二号及び第二項(登録の 九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効設定等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第 (通常使用権) 特許法第七十七条第四項及び第五項(質権の 専用使用権に準用する。

第三十一条 商標権者は、その商標権について他 人に通常使用権を許諾することができる。

2 標の使用をする権利を有する。 おいて、指定商品又は指定役務について登録商 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内に

- 3 使用権者)の承諾を得た場合及び相続その他の ての通常使用権にあつては、商標権者及び専用 一般承継の場合に限り、移転することができ 通常使用権は、商標権者(専用使用権につ
- 4 いての専用使用権をその後に取得した者に対 商標権若しくは専用使用権又はその商標権につ ても、その効力を生ずる。 通常使用権は、その登録をしたときは、その
- 5 ができない。 限は、登録しなければ、第三者に対抗すること 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の 制
- 条第二項(質権の設定)及び第九十七条第三項 (放棄) の規定は、通常使用権に準用する。 (団体構成員等の権利) 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四
- 第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する 団体構成員」という。)は、当該法人又は当該 る商標権を有する組合等の構成員(以下「地 第七条第一項に規定する法人の構成員(以下 る商標権を有する組合等の構成員(以下「地域「団体構成員」という。)又は地域団体商標に係

を専有する範囲については、この限りでない。 専用使用権者がその登録商標の使用をする権利 る。) について専用使用権が設定されたときは、 し、その商標権(団体商標に係る商標権に限 る登録商標の使用をする権利を有する。ただ 定役務について団体商標又は地域団体商標に係 組合等の定めるところにより、指定商品又は指 前項本文の権利は、移転することができな

3 を有する通常使用権を有する者」とあるのは、 専用使用権についての第三十一条第四項の効力 については、同号中「又はその商標権若しくは ついての第三十三条第一項第三号の規定の適用 ついては、通常使用権者とみなす。 二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用に 条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の 「若しくはその商標権若しくは専用使用権につ 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標に 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四

(先使用による商標の使用をする権利)

用権を有する者又はその商標の使用をする権利いての第三十一条第四項の効力を有する通常使

を有する団体構成員若しくは地域団体構成員.

願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれら する。当該業務を承継した者についても、 は役務についてその商標の使用をする権利を有 いてその商標の使用をする場合は、その商品又 は、その者は、継続してその商品又は役務につ のとして需要者の間に広く認識されているとき が自己の業務に係る商品又は役務を表示するも 際又は手続補正書を提出した際)現にその商標 のとみなされたときは、もとの商標登録出願の 標登録出願が手続補正書を提出した時にしたも 匠法第十七条の三第一項の規定により、その商 て準用する場合を含む。)において準用する意 十五条の二第三項(第六十条の二第二項におい により、又は第十七条の二第一項若しくは第五 果、その商標登録出願の際(第九条の四の規定 又はこれに類似する商標の使用をしていた結 に類似する商品若しくは役務についてその商標 において不正競争の目的でなくその商標登録出三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内 同様

し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の 定により商標の使用をする権利を有する者に対 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規

当な表示を付すべきことを請求することができ 業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録 利を有する。当該業務を承継した者について 務についてその商標の使用をする場合は、その 務についてその商標又はこれに類似する商標の 指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役 出願前から日本国内において不正競争の目的で 商品又は役務についてその商標の使用をする権 使用をしていた者は、継続してその商品又は役 なくその商標登録出願に係る指定商品若しくは 同様とする。

2 用をする権利を有する者に対し、その者の業務 る。 な表示を付すべきことを請求することができ 務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当 に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業 当該商標権者は、前項の規定により商標の使

用をする権利) (無効審判の請求登録前の使用による商標の使 3

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者が る場合は、その商品又は役務についてその商標 第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標 の使用をする権利を有する。当該業務を承継し その商品又は役務についてその商標の使用をす 定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務 らないで日本国内において指定商品若しくは指 登録が同項各号のいずれかに該当することを知 た者についても、同様とする。 く認識されていたときは、その者は、継続して 又は役務を表示するものとして需要者の間に広 の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品 について当該登録商標又はこれに類似する商標

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定 の二以上の商標登録のうち、その一を無効にいて使用をする同一又は類似の商標について した場合における原商標権者 同一又は類似の指定商品又は指定役務につ

は類似の商標について正当権利者に商標登録商品又は指定役務について使用をする同一又 をした場合における原商標権者 ついての第三十一条第四項の効力を有する通 使用権又はその商標権若しくは専用使用権に にした商標登録に係る商標権についての専用 前二号に掲げる場合において、第四十六条 項の審判の請求の登録の際現にその無効

| 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規 3 定により商標の使用をする権利を有する者から 相当の対価を受ける権利を有する。 第三十二条第二項の規定は、

第一項の場合に

る権利) (特許権等の存続期間満了後の商標の使用をす

第三十三条の二 商標登録出願の日前又はこれと 争の目的でされない場合に限る。 その登録商標又はこれに類似する商標の使用を 許権者は、原特許権の範囲内において、その商特許権の存続期間が満了したときは、その原特 する権利を有する。ただし、その使用が不正競 願に係る商標権と抵触する場合において、その 同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出 はこれらに類似する商品若しくは役務について 標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又

(商標権の放棄)

2 第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準 用する。

その商標登録出願に係る商標権と抵触する場合 間が満了したときに準用する。 において、その実用新案権又は意匠権の存続期 れと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権が 前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこ

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと 用が不正競争の目的でされない場合に限る。 標の使用をする権利を有する。ただし、その使務についてその登録商標又はこれに類似する商 指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役 その特許権若しくは専用実施権についての通常 特許権の存続期間が満了したときは、その満了 て、その商標登録出願に係る指定商品若しくは 実施権を有する者は、原権利の範囲内におい の際現にその特許権についての専用実施権又は 願に係る商標権と抵触する場合において、その 同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出

2 第三十二条第二項及び第三十三条第二項の規 前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこ定は、前項の場合に準用する。

3 その商標登録出願に係る商標権と抵触する場合 れと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権が 間が満了したときに準用する。 において、その実用新案権又は意匠権の存続期

(質権)

第三十四条 を目的として質権を設定したときは、質権者 は、契約で別段の定めをした場合を除き、 商標権、専用使用権又は通常使用 当該

使用をすることができない。 指定商品又は指定役務について当該登録商標の

変更、消滅又は処分の制限は、登録しなけ ば、第三者に対抗することができない。 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、

3 質権に準用する。 標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、 商

権を目的とする質権に準用する。 (登録の効果) の規定は、商標権又は専用使用 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項

第三十四条の二 商標権者は、専用使用権者、 者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄 権者又は通常使用権者があるときは、これらの することができる。

(特許法の準用)

第三十五条 特許法第七十三条 (共有)、第七十 継によるものを除く。)」とあるのは、「分割、 効果)の規定は、商標権に準用する。この場合 に第九十八条第一項第一号及び第二項(登録 く。)」と読み替えるものとする。 移転(相続その他の一般承継によるものを除 六条(相続人がない場合の特許権の消滅)並び において、同号中「移転(相続その他の一般承

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、 は予防を請求することができる。 するおそれがある者に対し、その侵害の停止又 の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害 自己

他の侵害の予防に必要な行為を請求することが 物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その よる請求をするに際し、侵害の行為を組成した できる。 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定に

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は 専用使用権を侵害するものとみなす。

くは指定役務に類似する商品若しくは役務に 商標に類似する商標の使用又は指定商品若し 標の使用 ついての登録商標若しくはこれに類似する商 指定商品若しくは指定役務についての登録

類似する商品であつて、その商品又はその 品の包装に登録商標又はこれに類似する商標 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に

旨を受答ては旨を受券告し、は旨を寄品とに所持する行為を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のため

位数量当たりの利益の額に、自己の商標権又

- 三 指定投務又は指定投務者しては指定商品に 類似する役務の提供する物に登録商標又はこれに 類似する商標を付したものを、これを用いて 類似する商標を付したものを、これを用いて 当該役務を提供するために所持し、又は輸入 する行為 する行為

- 渡しのために所持する行為 と は で は これに類似する商標でし、引き渡し、又は譲渡若しくは引いる で は これに類似する商標の使用をさせるためには これに類似する商標の使用をさせるためにないて類似する商品若しくは後務について登録商標又 2 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類して、指定商品若しくは指定役務又はこれらに類して、
- 行為て製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する 4る物を製造するためにのみ用いる物を業とし、人 登録商標又はこれに類似する商標を表示する

(損害の額の推定等)

- 第三十八条 商標権者又は専用使用権者が故意又は専用使用権者が受けた損害の語とされ、次の各号に掲げる額の合計額を、商標権者は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害の行為を組成した商品を譲渡したときない、次の各号に掲げる額の合計額を、商標権者又は専用使用権者が故意又以は専用使用権者が改意又以は専用使用権者が故意又対できる。
- 為がなければ販売することができた商品の単 商標権者又は専用使用権者がその侵害の行

を控除した数量)を乗じて得た額を控除した数量)を乗じて得た額に専用使用権者が販売することができないとは専用使用権者が販売することができないとは専用使用権者が販売する当該商標権者又は専用使用権者が販売する当該商標権者又は専用使用権者が販売することができないとは専用使用権者が販売することができないとは専用使用権者が販売することができないとは専用使用権者が販売する。

- では特定数量がある場合(商標権者又は専用 使用権者が、当該商標権者の額に相当す の専用使用権の設定若しくは通常使用権の での通常使用権の設定若しくは通常使用権について の通常使用権の設定若しくは通常使用権について での通常使用権の許諾をし得たと認められな での通常使用権の許諾をし得たと認められな での使用に対し受けるべき金銭の額に相当す 標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当す る額
- 害の額と推定する。 書の額と推定する。 書の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損行為により利益を受けているときは、その利益を請求する場合において、その者がその侵害の額は、商標権者以は専用使用権を侵害した者より自己の商標権又は専用使用権者が故意又は過失に
- 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失
- 西を考慮することができる。 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する を考慮することができる。 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する を考慮することができる。
- に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償より自己の商標権又は専用使用権を侵害した者5 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失に

害の額とすることができる。 害の額とすることができる。 害の額とすることができる。

(主張の制限)

(主張の制限)

(主張の制限)

6

- □失 償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを ちの支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定したと た後に、次に掲げる審決又は決定が確定したと ちば、当該訴訟の当事者であつた者は、当該訴訟を本案と ちば、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終 する仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償 さは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終 する仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償 とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償 において準用する場合を含む。)に規定する金 に規定する金
- (特許法の準用)

 一 当該商標登録を取り消すべき旨の決定
 一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
 したことを主張することができない。

含む。)においては、当該審決又は決定が確定

第三十九条 特許法第百三条 (過失の推定)、第 百四条の二(具体的態様の明示義務)、第百四 条の三第一項及び第二項(特許権者等の権利行 使の制限)、第百五条(書類の提出等)、第百五 条の二の十二から第百五条の六まで(損害計算 のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持 命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の関 覧等の請求の通知等)並びに第百六条(信用回 復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の 4

第三節 登録料

(登録料)

録料として、一件ごとに、三万二千九百円を超第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登

い。数を乗じて得た額を納付しなければならなの数を乗じて得た額を納付しなければならではのる商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)品又は指定役務が属する第六条第二項の政令でよない範囲内で政令で定める額に区分 (指定商

- 用しない。

 3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適数を乗じて得た額を納付しなければならない。数を乗じて得た額を納付しなければならない。の方三千六百日、登録料として、一件ごとに、四万三千六百2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者
- 4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国とし、国以外の者がその額を納付しなければなかかわらず、これらの規定に規定する登録料のかかわらず、これらの規定に規定する登録料は、商標権が国とし、国以外の者がその額を納付しなければない。
- (登録料の納付期限) (登録料の納付期限) (登録料の納付期限) (登録料の納付期限) (登録料の納付期限) (登録料の納付期限) (登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ
- 第四十一条 前条第一項の規定による登録料は、 第四十一条 前条第一項の規定による登録料は、
- 間を延長することができる。 により、三十日以内を限り、前項に規定する期により、三十日以内を限り、前項に規定する期では、登録料を納付すべき者の請求
- の登録料を納付することができる。 登録料を納付することができる。 登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に後であつても、経済産業省令で定めるところにより、そ 期間 (前項の規定による期間の延長があつたと期間 (前項の規定による期間の延長があつたと
- 十四日(在外者にあつては、二月)以内でその定にかかわらず、その理由がなくなつた日から録料を納付することができないときは、同項の規料を納付することができな期間内にその登録とができない理由により、前項の規定により登とができない理由により、前項の規定により登しができない理由により、前項の規定により登している。

期間の経過後六月以内にその登録料を納付する

5 の申請と同時に納付しなければならない (登録料の分割納付) 前条第二項の規定による登録料は、更新登録

は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者 得た額を納付しなければならない。 い範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて 年までに、一件ごとに、一万九千百円を超えな 付するとともに、商標権の存続期間の満了前五 政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納 決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、 においては、商標登録をすべき旨の査定又は審 料を分割して納付することができる。この場合 件ごとに、一万九千百円を超えない範囲内で 8

る期間を延長することができる。 請求により、三十日以内を限り、同項に規定す 日から三十日以内に納付すべき登録料(以下 「前期分割登録料」という。)を納付すべき者の 特許庁長官は、前項の規定により商標登録を べき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた 9

間の延長があつたときは、延長後の期間)内に 定めるところにより、前期分割登録料を納付す 業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で は、その期間が経過した後であつても、経済産 前期分割登録料を納付することができないとき 登録料を納付すべき期間(前項の規定による期 前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割

由がなくなつた日から十四日(在外者にあつて その登録料を納付することができる。 は、二月)以内でその期間の経過後六月以内に ないときは、同項の規定にかかわらず、その理 期間内に前期分割登録料を納付することができ 帰することができない理由により、前項の規定 により前期分割登録料を納付することができる 前期分割登録料を納付すべき者がその責めに 2

料を納付することができないときは、その期間分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録 前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分 月以内に後期分割登録料を追納することができ が経過した後であつても、その期間の経過後六 割登録料」という。)を納付すべき者は、後期 第一項の規定により商標権の存続期間の満了 3

6 ことができる期間内に後期分割登録料及び第四 前項の規定により後期分割登録料を追納する

> 料の納付がなかつたときは、その商標権は、存十三条第三項の規定により納付すべき割増登録 続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したもの

とに、二万五千四百円を超えない範囲内で政令 た額を納付しなければならない。 範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得 でに、一件ごとに、二万五千四百円を超えない るとともに、商標権の存続期間の満了前五年ま で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付す 料を分割して納付することができる。この場合 は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録 においては、更新登録の申請と同時に、一件ご 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者

合において、第五項中「第一項」とあるのは、 り商標権の存続期間の満了前五年までに納付す べき登録料を追納する場合に準用する。この場 「第七項」と読み替えるものとする。 第五項及び第六項の規定は、前項の規定によ

一項及び第七項の場合に準用する。 第四十条第三項から第五項までの規定は、第

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅し 期間内にその後期分割登録料及び割増登録料を ができる。ただし、故意に、前条第五項の規定 第四十三条第三項の割増登録料を追納すること 令で定めるところにより、後期分割登録料及び 済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省 たものとみなされた商標権の原商標権者は、経 納付しなかつたと認められる場合は、この限り により後期分割登録料を追納することができる (後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

の前日の経過の時に遡つて存続していたものと 三条第三項の割増登録料の追納があつたとき 登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追 標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき は、その商標権は、存続期間の満了前五年の日 前項の規定による後期分割登録料及び第四十 前二項の規定は、前条第七項の規定により商

納する場合に準用する。

権の効力の制限) (後期分割登録料等の追納により回復した商標

|第四十一条の四 前条第二項の規定により回復し る期間の経過後前条第二項の規定により商標権 定により後期分割登録料を追納することができ た商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規

れる前における次に掲げる行為には、及ばな が存続していたものとみなされた旨の登録がさ

当該指定商品又は指定役務についての当該

第三十七条各号に掲げる行為

2 同条第二項の規定により回復した商標権の効力 について準用する。 前項の規定は、前条第三項において準用する

(利害関係人による登録料の納付)

に納付すべき登録料を除く。)を納付すること ができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係 おいてその費用の償還を請求することができ 人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度に

(既納の登録料の返還)

第四十二条 既納の登録料は、次に掲げるものに 限り、納付した者の請求により返還する。

五年までに第四十三条の三第二項の取消決定 又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定 付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前 より商標権の存続期間の満了前五年までに納 した場合に限る。) 第四十一条の二第一項又は第七項の規定に

3 2 あつては、二月)以内でその期間の経過後六月 その理由がなくなつた日から十四日(在外者に り前項に規定する期間内にその請求をすること 者がその責めに帰することができない理由によ を経過した後は、請求することができない。 項第二号の登録料については第四十三条の三第 ができないときは、同項の規定にかかわらず、 一項の取消決定又は審決が確定した日から六月 第一項の規定による登録料の返還を請求する

第四十三条 第二十条第三項又は第二十一条第 なければならない。ただし、当該更新登録の申 四十条第二項の規定により納付すべき登録料の ほか、その登録料と同額の割増登録料を納付し 項の規定により更新登録の申請をする者は、第 請をする者がその責めに帰することができない

2

意に反しても、登録料(更新登録の申請と同時第四十一条の五 利害関係人は、納付すべき者の 3

ることを要しない。

過誤納の登録料

号の登録料については納付した日から一年、同4 前項の規定による登録料の返還は、同項第一

以内にその請求をすることができる。 指定役務ごとに登録異議の申立てをすることが

できる。

とができないときは、その割増登録料を納付す ければならない。ただし、当該者がその責めに か、その登録料と同額の割増登録料を納付しな 新登録の申請と同時に納付すべき登録料の 項に規定する者は、同条第七項の規定により更 その割増登録料を納付することを要しない。 その登録料を納付することができないときは、 理由により第二十条第二項に規定する期間内に 項に規定する期間内にその登録料を納付するこ 帰することができない理由により第二十条第二 第四十一条の二第七項の場合においては、前 ほ

に帰することができない理由により同条第五項 ばならない。ただし、当該商標権者がその責め その登録料と同額の割増登録料を納付しなけ の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、 じ。) の場合においては、商標権者は、同条第 準用する場合を含む。以下この項において同 は、その割増登録料を納付することを要しな にその登録料を納付することができないとき に規定する後期分割登録料を納付すべき期間内 一項又は第七項の規定により商標権の存続期間 第四十一条の二第五項(同条第八項において

り、現金をもつて納めることができる。 る場合には、経済産業省令で定めるところによ ければならない。ただし、経済産業省令で定め で定めるところにより、特許印紙をもつてしな 前三項の割増登録料の納付は、経済産業省令

第四章の二 登録異議の申立て

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行 この場合において、二以上の指定商品又は指定 役務に係る商標登録については、指定商品又は として登録異議の申立てをすることができる。 録が次の各号のいずれかに該当することを理 日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登

の二第二項において準用する場合を含む。)、 第五十三条第二項又は第七十七条第三項にお くは第五項、第五十一条第二項(第五十二条 いて準用する特許法第二十五条の規定に違反 七条の二第一項、第八条第一項、第二項若し してされたこと。 その商標登録が第三条、第四条第一項、 第

二 その商標登録が条約に違反してされたこ

三 その商標登録が第五条第五項に規定する要 れたこと。 件を満たしていない商標登録出願に対してさ

第四十三条の三 理及び決定は、 三人又は五人の審判官の合議体 登録異議の申立てについての審 2

が前条各号の一に該当すると認めるときは、そ 消決定」という。)をしなければならない。 の商標登録を取り消すべき旨の決定(以下「取 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録

初めから存在しなかつたものとみなす。 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録 取消決定が確定したときは、その商標権は、 2

その商標登録を維持すべき旨の決定をしなけれ ばならない。 が前条各号の一に該当すると認めないときは、 前項の決定に対しては、 不服を申し立てるこ 3

とができない。

(申立ての方式等)

第四十三条の四 登録異議の申立てをする者は、 許庁長官に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称

及び住所又は居所 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の

間の経過後三十日を経過するまでに前項第三号 の限りでない。 に掲げる事項についてする補正については、こ らない。ただし、第四十三条の二に規定する期 補正は、その要旨を変更するものであつてはな 前項の規定により提出した登録異議申立書の

3 する期間を延長することができる。 者のため、請求により又は職権で、 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある 前項に規定

に送付しなければならない。 審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者

てがあつた場合に準用する。 第四十六条第四項の規定は、登録異議の申立

(審判官の指定等)

第四十三条の五 第五十六条第一項において準用 条から第百四十四条までの規定は、第四十三条 する特許法第百三十六条第二項及び第百三十七

の三第一項の合議体及びこれを構成する審判官

(審判書記官)

第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議 申立事件について審判書記官を指定しなければ ならない。

百四十四条の二第三項から第五項までの規定 (審理の方式等) は、前項の審判書記官に準用する。 第五十六条第一項において準用する特許法第

第四十三条の六 登録異議の申立てについての審 理は、書面審理による。ただし、審判長は、商 てにより、又は職権で、口頭審理によるものと 標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立 することができる。

条及び第百四十七条の規定は、前項ただし書の 規定による口頭審理に準用する。 百四十五条第三項から第七項まで、第百四十六 第五十六条第一項において準用する特許法第

の中断又は中止は、共有者全員についてその効 の手続の中断又は中止の原因があるときは、そ 力を生ずる。 て、登録異議の申立てについての審理及び決定 (参加) 共有に係る商標権の商標権者の一人につい

第四十三条の七 商標権についての権利を有する 登録異議の申立てについての決定があるまで 者その他商標権に関し利害関係を有する者は、 することができる。 は、商標権者を補助するため、その審理に参加

2 条の規定は、前項の規定による参加人に準用す 百四十八条第四項及び第五項並びに第百四十九 第五十六条第一項において準用する特許法第 る。

五.

決定の結論及び理由

(証拠調べ及び証拠保全)

| する特許法第百五十条及び第百五十一条の規定第四十三条の八 第五十六条第一項において準用 証拠調べ及び証拠保全に準用する。は、登録異議の申立てについての審理における (職権による審理)

第四十三条の九 登録異議の申立てについての審 参加人が申し立てない理由についても、 理においては、商標権者、登録異議申立人又は ることができる。 審理す

2 ない 又は指定役務については、審理することができ は、登録異議の申立てがされていない指定商品登録異議の申立てについての審理において

(申立ての併合又は分離)

第四十三条の十 同一の商標権に係る二以上の登 る。 の事情がある場合を除き、併合するものとす録異議の申立てについては、その審理は、特別

にその審理の分離をすることができる。 (申立ての取下げ) 前項の規定により審理を併合したときは、 更

第四十三条の十一 登録異議の申立ては、 ができない。 規定による通知があつた後は、取り下げること 次条の

2 第五十六条第二項において準用する特許法第 の取下げに準用する。 百五十五条第三項の規定は、登録異議の申立て

(取消理由の通知)

第四十三条の十二 審判長は、取消決定をしよう 標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を とするときは、商標権者及び参加人に対し、商 ばならない。 指定して、意見書を提出する機会を与えなけれ

決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつ第四十三条の十三 登録異議の申立てについての て行わなければならない。 (決定の方式)

登録異議申立事件の番号

二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並び に代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 決定に係る商標登録の表示

2 登録異議の申立てについての審理に参加を申請 謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び ならない。 してその申請を拒否された者に送達しなければ 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の 決定の年月日

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての 商品又は指定役務ごとに確定する。 れた登録異議の申立てについての決定は、 だし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てら 決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。た 指定

(決定の確定範囲)

第四十三条の十五 第五十六条第一項において準 二、第百三十四条第四項、第百三十五条、第百 用する特許法第百三十三条、第百三十三条の 五十二条、第百六十八条、第百六十九条第三項 から第六項まで及び第百七十条の規定は、 (審判の規定の準用) 登録

異議の申立てについての審理及び決定に準用す

2 て準用する特許法第百三十五条の規定による決 第四十三条の三第五項の規定は、前項におい

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者 求することができる。 謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請 は、その査定に不服があるときは、その査定の

2 内にその請求をすることができないときは、同ことができない理由により同項に規定する期間 ことができる。 日から十四日(在外者にあつては、二月)以内 項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた でその期間の経過後六月以内にその請求をする 前項の審判を請求する者がその責めに帰する

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却 録出願をしたときは、この限りでない。 三月以内に審判を請求することができる。ただ 法第十七条の三第一項に規定する新たな商標登 ときは、その決定の謄本の送達があつた日から 下の決定を受けた者は、その決定に不服がある し、第十七条の二第一項において準用する意匠

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該 役務が二以上のものについては、指定商品又は 合において、商標登録に係る指定商品又は指定 当するときは、その商標登録を無効にすること 指定役務ごとに請求することができる。 について審判を請求することができる。この場

第五十三条第二項又は第七十七条第三項にお の二第二項において準用する場合を含む。)、 くは第五項、第五十一条第二項(第五十二条 七条の二第一項、第八条第一項、第二項若し してされたとき。 いて準用する特許法第二十五条の規定に違反 その商標登録が第三条、第四条第一項、 第

二 その商標登録が条約に違反してされたと

件を満たしていない商標登録出願に対してさ れたとき その商標登録が第五条第五項に規定する要

- 丘 菊票登录がされた後とおって、その菊票権してされたとき。 してされたとき。 四 - その商標登録出願に対
- 前項の審判は、利害関係人に限り請求するこ 筆号に該当するものでなくなつているとき。ととき、又はその登録商標が商標権者若しくたとき、又はその登録商標が商標権者若しくたとき、又はその登録商標が商標権者が組合等に該当しなくなつて、その商標権者が組合等に該当しなくなって、その商標権者が組合等に該当しなくなって、との商標権者が組合等に該当しなくなって、その商標権者が組合等に該当しなくなって、その商標権者が組合等に該当しなくなって、とのでは、利害関係人に限り請求するこ

- 2 前項ただし書の場合において、商票登録が前 前条第一項第五号から第七号までに該当するに至 時本において、その商標登録を無効にすべき旨の 音において、その商標登録を無効にすべき旨の 審決が確定したときは、商標権は、その商標登 録が同項第五号から第七号までに該当する場 が同項第五号から第七号までに該当する場 が同項第五号から第七号までに該当する場 が同項第五号から第七号までに該当する場 が同項第五号から第七号までに該当する場 でにおいて、その商標登録を無効にすべき旨の審
- 2 前項ただし書の場合において、商標登録を受けたれたとき(不正競争の目的で商標登録を受けた。
 第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第一日の規定できないときは、商標権は、その日から存在しなかつたものとみなす。
 の日から存在しなが第三条、第四条第一項第
 八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第
 れたとき(不正競争の目的で商標登録を受けたれたとき(不正競争の目的で商標登録が前回条第一項第
 まつり、
 の目がら第七号までに該当するに至り、
 の目が方式を表示しては
 の目ので商標登録を受けた

場合を除く。)、商標登録が同項第十五号の規定

- とができない。
 登録の日から五年を経過した後は、請求するこ登録についての同項の審判は、商標権の設定の対象についての同項の審判は、商標権の設定の六条第一項第四号に該当するときは、その商標を受けた場合を除く。)又は商標登録が第四十に違反してされたとき(不正の目的で商標登録とができない。
- 一商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経っあって、商標権の設定の登録の日から五年を経った、かつ、その登録商標が商標権者又はそのとして需要者の間に広く認識されているときな、その商標登録についての第四十六条第一項のとして需要者の間に広く認識されているともで書いた。

(商標登録の取消しの審判) 第四十八条及び第四十九条 削除

第五十条 継続して三年以上日本国内において商 れもが各指定商品又は指定役務についての登録 商標の使用をしていないときは、何人も、その とを被請求人が明らかにしたときは、 をしていないことについて正当な理由があるこ 商品又は指定役務についてその登録商標の使用 標登録の取消しを免れない。ただし、その指定 標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商 定役務のいずれかについての登録商標の使用を 者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指 おいて商標権者、専用使用権者又は通常使用権 その審判の請求の登録前三年以内に日本国内に すことについて審判を請求することができる。 指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消 標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいず でない。 していることを被請求人が証明しない限り、商 前項の審判の請求があつた場合においては、 この限り

だし、その登録商標の使用をしたことについてれかがその請求に係る指定商品又は指定役務にれかがその請求に係る指定商品又は指定役務にれかがその請求に係る指定商品又は指定役務にことを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用をした場合であつて、ことを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用をした場合であって、る登録商標の使用に該当した場合であって、本の登録商標の使用にある指定商品又は指定役務にれかがその審判の請求の登録の目までの関い、日本国内において商業を持続している。

これに類似する商標の使用であつて商品の品質

若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る

- 第五十二条 前条第一項の審判は、商標権者の同第五十二条 前条第一項の審判は、商標権者の同
- 第五十二条の二 第二十四条の四各号に掲げる事間により、同一の商品若しくは役務について使用をする無限のでは役務について使用をすることとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は通常使用権者の業務に係る商標権者に属の商標登録を取り消すことについて使用をあることができる。
- 審判に準用する。 2 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の
- 第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指 第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指 に類似する商標の使用であつて商品の品質若し くは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品 に類似する商標の使用であつて商品の品質若し は、何人も、当該商標登録を取り消すことにつ は、何人も、当該商標登録を取り消すことにつ は、何人も、当該商標登録を取り消すことにつ は、何人も、当該商標を生ずるものをしたとき だは、何人も、当該商標を生ずるものをしたとき おしくは役務についての登録商標又はこれ に類似する でない。

- 2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつての商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日
 協定する使用をしたものは、同項の規定により
 録に係る指定商品若しくは役務について、その登
 録に係る指定商品若しくは投務について、その
 録のである商品若しくは投務について、その
 録のである方式を経過した後でなければ、その商標登
 録のである方式を表示している。
- | る。| | る。| | る。
- 第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締む者であつた者によつてさる商品若しくは役務を指定商品を有する権利に限る。)を有する者の当該権利に係る商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標で関する権利に係を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。
- **第五十三条の三** 前条の審判は、商標権の設定の 登録の日から五年を経過した後は、請求するこ
- 第五十四条 商標登録を取り消すべき旨の審決が第五十四条 商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求確定したときは、商標権は、その後消滅する。
- (拒絶査定に対する審判における特則) の審判の請求があつた場合に準用する。 の審判の請求があつた場合に準用する。 条第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二 条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二
- 準用する。 定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に 定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に 第五十五条の二 第十五条の二及び第十五条の三
- がし、第五十六条第一項において準用する特許の請求を理由があるとする場合に準用する。たね 2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判

は「事件が」と、同法第百六十一条中「拒絶査審判以外の審判においては、事件が」とあるの

判」と、同法第百五十六条第一項中「特許無効

定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第

付すべき旨の審決をするときは、この限りでな 法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に

3 えるものとする。 十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替 日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第 十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十 場合において、第十六条の二第三項及び同法第 項の審判を請求したとき」とあるのは「第六 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定 第四十四条第一項の審判に準用する。この

(審決の確定範囲)

第五十五条の三 審決は、審判事件ごとに確定す された第四十六条第一項の審判の審決は、 商品又は指定役務ごとに確定する。 る。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求 (特許法の準用) 指定

第五十六条 特許法第百三十一条第一項、第百三 項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審 百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中 又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第 第三号に掲げる請求の理由」と、同法第百三十 項において準用する特許法第百三十一条第一項 判を請求する場合における同法第五十六条第一 のは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審 前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とある 許無効審判以外の審判を請求する場合における の規定は、審判に準用する。この場合におい の手続、訴訟との関係及び審判における費用) まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判 百六十七条並びに第百六十八条から第百七十条 百六十条第一項及び第二項、第百六十一条、第 及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第 十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第 百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三 十一条の二第一項(第二号及び第三号を除く。) 二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判 て、同法第百三十一条の二第一項第一号中「特 一項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項 「特許無効審判及び延長登録無効審判」とある 第百三十二条から第百三十三条の二まで、第 は「商標法第四十六条第一項、第五十条第一 第五十一条第一項、第五十二条の二第一 2

ばない。

登録に係る商標権が再審により回復したとき

は、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及

三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあ るのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五 条第一項の審判」と読み替えるものとする。

2 特許法第百五十五条第三項(審判の請求の取 用する。 下げ)の規定は、第四十六条第一項の審判に準

(意匠法の準用)

|第五十六条の二 意匠法第五十一条の規定は 四十五条第一項の審判に準用する。 第

第六章 再審及び訴訟

(再審の請求)

第五十七条 確定した取消決定及び確定審決に対 ことができる。 しては、当事者又は参加人は、再審を請求する

2 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三百 条(再審の事由)の規定は、前項の再審の請求 に準用する。 三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九

|第五十八条 審判の請求人及び被請求人が共謀し 第五十九条 取り消し、若しくは無効にした商標 同被請求人として請求しなければならない。 審決に対し再審を請求することができる。 審決をさせたときは、その第三者は、その確定 (再審により回復した商標権の効力の制限) て第三者の権利又は利益を害する目的をもつて 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共

二 当該取消決定又は審決が確定した後再審の 掲げる行為請求の登録前に善意にした第三十七条各号に 役務についての当該登録商標の善意の使用 請求の登録前における当該指定商品又は指定 当該取消決定又は審決が確定した後再審の

第六十条 取り消し、若しくは無効にした商標登 の業務に係る商品又は役務を表示するものとし 果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己 録商標又はこれに類似する商標の使用をした結 らに類似する商品若しくは役務について当該登 おいて当該指定商品若しくは指定役務又はこれ た場合において、当該取消決定又は審決が確定 は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願 録に係る商標権が再審により回復した場合、又 て需要者の間に広く認識されているときは、そ した後再審の請求の登録前に善意に日本国内に について再審により商標権の設定の登録があつ

(意匠法の準用)

2 当該業務を承継した者についても、同様とす についてその商標の使用をする権利を有する。 第三十二条第二項の規定は、 商標の使用をする場合は、その商品又は役務 前項の場合に準

用する。

から第四十三条の九まで、第四十三条の十二かから第四十三条の九まで、第四十三条の五 する再審に準用する。 十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対 第五十六条第二項において準用する同法第百五 第百五十六条第一項、第三項及び第四項並びに 項、第百五十四条、第百五十五条第一項並びに 百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第三 おいて準用する特許法第百三十一条第一項、第 ら第四十三条の十五まで、第五十六条第一項に

2 る再審に準用する。 は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対す 第五十五条の二及び第五十五条の三の規定

3 は、 第五十五条の三及び第五十六条の二の規定 第四十五条第一項の審判の確定審決に対す

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第百七十三条 (再審の請求期 第一項又は第五十三条の二の審判」と読み替え条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条 第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一 判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法 る。この場合において、同条第三項中「第百六 百六十七条、第百六十八条」と、「特許無効審 判の規定等の準用)の規定は、再審に準用す 間)並びに第百七十四条第三項及び第五項(審 るものとする。 十七条から第百六十八条まで」とあるのは「第

第六十二条 意匠法第五十八条第二項 定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判六十二条 意匠法第五十八条第二項(審判の規 七条の二本文、第百六十八条」とあるのは、 において、同法第五十八条第二項中「第百六十 の確定審決に対する再審に準用する。この場合 「第百六十八条」と読み替えるものとする。

の者は、継続してその商品又は役務についてそ 2 条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用 する。この場合において、同法第五十八条第三 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五

(審判の規定の準用

る再審に準用する。

4 十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五 項、 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一 第五十条第一項、第五十一条第一項、第五

> 2 第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、 東京高等裁判所の専属管轄とする。 対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しく 第十六条の二第一項の規定による却下の決定に 五十五条の二第三項(第六十条の二第二項にお のとする。 とあるのは、「第百六十八条」と読み替えるも 項中「第百六十七条の二本文、第百六十八条」 は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、 いて準用する場合を含む。)において準用する (審決等に対する訴え) 特許法第百七十八条第二項から第六項まで 第

ものとする。 若しくは第五十三条の二の審判」と読み替える 条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一 登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六 法第百七十九条中「特許無効審判若しくは延長 前項の訴えに準用する。この場合において、 の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、 項、第五十二条の二第一項、 訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定 (出訴期間等) 及び第百七十九条から第百八十 一条まで(被告適格、出訴の通知等、審決取 第五十三条第一項 同

(防護標章登録の要件) 第七章 防護標章

第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が 護標章登録を受けることができる。 るときは、そのおそれがある商品又は役務につ 自己の業務に係る指定商品を表示するものとし いて、その登録商標と同一の標章についての 務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあ をすることによりその商品又は役務と自己の 役務以外の役務について他人が登録商標の使用 似する商品以外の商品又は指定商品に類似する て需要者の間に広く認識されている場合にお て、その登録商標に係る指定商品及びこれに類 業

2 指定役務とが混同を生ずるおそれがあるとき とによりその役務又は商品と自己の業務に係る の商品について他人が登録商標の使用をするこ 務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外 登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役 の間に広く認識されている場合において、その 務に係る指定役務を表示するものとして需要者 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の

3 地或団本商票こ系る商票権こ系る方蒦票章登登録を受けることができる。その登録商標と同一の標章についての防護標章に、そのおそれがある役務又は商品について、

(出願の変更)

「出願の変更)

文はその構成員の」とする。

まれらの規定中「自己の」とあるのは、「自己のにいての前二項の規定の適用については、

は一いでの前二項の規定の適用についでは、

| 日東の変す

場合に準用する。
3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第五
ことができない。

了する。 「でででは、では、では、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できない できない でんしょう でんしょう しょう しょう しょう (防護標章登録に基づく権利の存続期間)

登録)
《防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新

一 防護標章登録の登録番号一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をすることができる期間内にその出願をしなか願ができなかつたときは、経済産業省令で定めるところ 2 る期間内に限り、経済産業省令で定めるところ 2 をすることができる期間内にその出願をすることができる期間内にその出の規定により更新をすることができる期間内にその出し、故意に、同項の規定により更新をすることができる期間内にその出の方法ができる期間内にその出し、故意に、同項の規定により更新をすることができる期間内にその出

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新 は、その出願があつたときは、存続期間は、その出願について拒絶をすべき旨す。ただし、その出願について拒絶をすべき旨す。ただし、その出願について拒絶をすべき旨め、その出願があつたときは、存続期間は、その登録の出願があつたときは、存続期間の更新

をすべき旨の査定をしなければならない。 をすべき旨の査定をしなければならない。 の一に該当するときは、その出願について拒絶の一に該当するときは、その出願について拒絶があつたときは、この限りでない。

きるものでなくなつたとき。
の規定により防護標章登録を受けることがでの規定により防護標章登録を受けることがでその出願に係る登録防護標章が第六十四条

づく権利を有する者でないとき。 一 その出願をした者が当該防護標章登録に基

しなければならない。 見しないときは、更新登録をすべき旨の査定を 期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発 が護標章登録に基づく権利の存続

2

第六十五条の五 第十四条及び第十五条の二並びに特許法第四十八条(審査官の除斥)及び第五十二条(査定の方式)の規定は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の審しまづく権利の存続期間の更新登録の出願の事

の登録) の登録) の登録) の登録に基づく権利の存続期間の更新

2 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項権利の存続期間を更新した旨の登録をする。の納付があつたときは、防護標章登録に基づくの納付があつたときは、防護標章登録に基づくる登録料

名又は名称及び住所又は居所 一 防護標章登録に基づく権利を有する者の氏を商標公報に掲載しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項二 登録番号及び更新登録の年月日

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設ま六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設を乗じて得た額を納付した、三万二千九百円を超えない範囲内で政令をに、三万二千九百円を超えない範囲内で政令を受ける者は、登録料として、一件ごなければならない。

付しなければならない。 対令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納って はだ旨の登録を受ける者は、登録料として、一 とに、三万七千五百円を超えない範囲内で はた旨の登録を受ける者は、登録料として、一 とに、三万七千五百円を超えない範囲内で が護標章登録に基づく権利の存続期間を更新

とき (登録料の納付期限)その 二項の場合に準用する。 二項の場合に準用する。

前

第六十五条の八 前条第一項の規定による登録料第六十五条の八 前条第一項の規定による登録料

2 前条第二項の規定による登録料は、防護標章
和 前にその送達があつたときは、存続期間の満了
前にその送達があつたときは、存続期間の満了
(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をすべ
の日)から三十日以内に納付しなければならな
の日)から三十日以内に納付しなければならな
の日)から三十日以内に納付しなければならな
い。

期間を延長することができる。により、三十日以内を限り、前二項に規定するにより、三十日以内を限り、前二項に規定する

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その類別に限り、経済産業省令で定めるとことができないときは、その登録料を納付すべき者が第一項又は第二項により、その登録料を納付すべき者が第一項又は第二項により、その登録料を納付すべき者が第一項又は第二項により、その登録料を納付すべき者が第一項又は第二項により、その登録料を納付すべき者が第一項又は第二項により、というによりできない。

5 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができる知問内にその登録料を納付することができるいときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十にかかわらず、その理由がなくなつた日から十にかかわらず、その理由がなくなつた日から十間の経過後六月以内にその登録料を納付することができるよりできる。

(利害関係人による登録料の納付)

第六十五条の九 利害関係人は、納付すべき者の規定による登録料を納付することができ意に反しても、第六十五条の七第一項又は第二年の規定による。

る。 は、納付すべき者が現に利益を受ける限度に といてその費用の償還を請求することができ がは、納付すべき者が現に利益を受ける限度に 2 前項の規定により登録料を納付した利害関係

(過誤納の登録料の返還)

一項又は第二項の規定による登録料は、納付し一項又は第二項の規定による登録料は、納付し第六十五条の十 過誤納に係る第六十五条の七第

きない。 日から一年を経過した後は、請求することがで 2 前項の規定による登録料の返還は、納付した

商標権を分割したときは、消滅する。 第六十六条 防護標章登録に基づく権利は、当該(防護標章登録に基づく権利の附随性)

移転したときは、その商標権に従つて移転す2 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を2 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を

消滅したときは、消滅する。 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権が

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅しれる前における次条各号に掲げる行為には、及防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項の規定により回復した当該商標権に係るが表別できる期間の経過後第二十一条第一項の申請にできる期間の経過後第二十一条第一項の規定により商標権が消滅しばない。

5 第四十一条の二第六項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第四十一条の三第二項の規定により商標権が存期登録料を追納することができる期間の経過後割登録料を追納することができる期間の経過後割四十一条の三第二項の規定により回復した当該商前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

売十七条 次に掲げる行為は(侵害とみなす行為)

専用使用権を侵害するものとみなす。 第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は

標章の使用 標章の使用 指定商品又は指定役務についての登録防護

引渡し又は輸出のために所持する行為の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、一 指定商品であつて、その商品又はその商品

者の利用に供する物に登録防護標章を付した三 指定役務の提供に当たりその提供を受ける

当 指定役務の提供に当たりその提供を受けるるために所持し、又は輸入する行為ものを、これを用いて当該指定役務を提供するのを、これを用いて当該指定役務を提供する。

四、指定役務の提供に当たりその提供を受ける一3

での使用をし、又は使用をさせるとめて登録である。 指定商品又は指定役務について登録防護標する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくする物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくする物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくないを登録防護標章を表示。

でである行為 ででは、文は使用をさせるために登録 で使用をし、文は使用をさせるために登録 ででは、文は使用をさせるために登録

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項 号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとす がないとき。 標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載 品又は指定役務の記載がないとき。/五 防護 記載がないとき。」とあるのは「/四 指定商 条の二第一項中「四 指定商品又は指定役務の 録出願に係る商標登録の登録番号/」と、第五 で定める商品及び役務の区分/四 防護標章登 定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令 る商品及び役務の区分」とあるのは「/三 指 又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定め 場合において、第五条第一項中「三 指定商品 の規定は、防護標章登録出願に準用する。この 二条の二、第十三条第一項並びに第十三条の二 及び第二項、第九条の二から第十条まで、第十 「第三十七条」とあるのは「第六十七条(第一 /」と、第十三条の二第五項中 5

中「第五条第五項又は第六条第一項若しくは第中「第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二年五条第一号中「第五十一条第二項(第五十二条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第一項、第七十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七十五条の二までの規定は、防護標章登録から第十五条の二まで及び第十六条第十四条から第十五条の二まで及び第十六条第十四条から第十五条の二まで及び第十六条

と読み替えるものとする。

訴訟に準用する。この場合において、第五十九)前章の規定は、防護標章登録に係る再審及び こととなつたとき」と読み替えるものとする。 規定による登録料」と読み替えるものとする。 標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」 中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護 条第二号中「第三十七条各号」とあるのは「第 条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中 七号を除く。)、第四十六条の二、第五十三条の 録料又は第四十一条の二第一項の規定により商 準用する特許法第百四条の三第一項及び第二項 のは「について当該登録防護標章と同 当該登録商標又はこれに類似する商標」とある はこれらに類似する商品若しくは役務について 権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又 利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権 続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定 録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存 と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登 六十七条第二号から第七号まで」と、第六十条 登録商標が第四条第一項第一号から第三号ま るのは「第六十四条」と、同項第六号中「その 用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあ 第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十 審判に準用する。この場合において、第四十三 二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第 十五条まで、第四十六条(第一項第三号及び第 録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の 送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の 八条第二項中「第四十条第一項の規定による登 並びに第六十九条の規定は、防護標章登録に基 十五条、第三十八条の二、第三十九条において 「その商標登録が第六十四条の規定に違反する に該当するものとなつているとき」とあるのは で、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標 「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、 は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び 五十五条の二から第五十六条の二までの規定 づく権利に準用する。この場合において、第十 一条第二項(第五十二条の二第二項において準 第四十三条の二(第三号を除く。)から第四 第十八条、第二十六条から第二十八条の二ま 第三十二条から第三十三条の三まで、第三 一の商

第一節 国際登録出願

(国際登録出願)
(国際登録出願)
(国際登録出願)
(国際登録出願)
(国際登録出願)
という。) をしなければなとした議定書第二条(2)に規定する国際登録という。) 第二条(1)に規定する国際登録という。) 第二条(1)に規定する国際登録とした議定書第二条(2)に規定する国際登録とした議定書第二条(2)に規定する出願(以下「国際登録出願」という。) を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願(以下「国際登録出願」という。) をしなければならない。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同という。

等」という。) 又は防護標章登録出願(以下「商標登録出願特許庁に係属している自己の商標登録出願

「商標登録等」という。) 自己の商標登録又は防護標章登録(以下

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければ 書及び必要な書面を提出しなければならない。2 国際登録出願をしようとする者は、経済産業

定書の締約国の国名国際登録出願に係る商標の保護を求める議

国際差录出質に系る菊票又は票章について儀る商品及び役務の区分品又は役務並びに第六条第二項の政令で定め品 国際登録出願に係る商標の保護を求める商

(商標登録出願に関する規定の準用)

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議を願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標を願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付した登録出願等に係る商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。 によりしようとする者は、実費を動案して政令で定める額に相当する額を議定書勘案して政令で定めるものを除く。)に規定する額に相当する額を譲ご条(1)に規定する商標又は標章について議等二条(1)に規定する国際を設定の適用を受けようとする者は、実費を断案して政令で定める額に相当する額を議定という。)に納付しなければならな際事務局」という。)に納付しなければならな際事務局」という。)に納付しなければならな際事務局」という。)に納付しなければならな際事務局」という。)に納付しなければならな際事務局」という。)に納付しなければならない。

標」と読み替えるものとする

(事後指定) | 新の出願人に対して送付する。 | 新の出願人に対して送付する。 | 新の場合に送付した国際登録出願の願書の写しを当 | 新の場合に表して、特別が見る。

第六十八条の四 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第三条の三に規定する領域指定(以下「領域指定」という。)であつて国際登録後のもの(以下「事後指定」という。)を特許庁長官にすることができる。

(国際登録の存続期間の更新の申請)

(国際登録の名義人の変更の記録の請求) (国際登録の名義人の変更の記録の請求) という。) (以下「国際登録の存続期間の更新」という。) (以下「国際登録の存続期間の更新」という。) に規定する国際登録の存続期間の更新省令で定めるところにより、議定書第七条第六十八条の五 国際登録の名義人は、経済産業

第六十八条の六 国際登録の名義人又はその譲受第六十八条の六 国際登録の名義人又は国際登録がてきる。(以下「国際登録の名義人の変更」という。)のに銀の請求を特許庁長官にすることができる。記録の請求を特許庁長官にすることができる。記録の請求を特許庁長官にすることができる。記録の請求を特許庁長官にすることができる。

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用請求に準用する。

(経済産業省令への委任

第六十八条の八 第六十八条の二から前条までに第六十八条の八 第六十八条の二から前条までに関し議定書及び回際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録のを続期間の更新の申請及び国際登録に、定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、

(領域指定による商標登録出願) 第二節 国際商標登録出願に係る特例

議定書第三条(4)に規定する国際登録の日第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、

定の日」という。)にされた商標登録出願とみ 簿」という。)に記録された日(以下「事後指 定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録 登録に係る事後指定が議定書第二条 (1) に規 は、議定書第三条の三(2)の規定により国際 登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合 (以下「国際登録の日」という。) にされた商標

第一項の規定により提出した願書に記載された における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿 表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録において指定された指定商品又は指定 名称及びその住所 国際登録の対象である商標 国際登録の名義人の氏名又は商標登録出願人の 商標登録を受けよ 氏名又は名称及び 住所又は居所 うとする商標

商品又は役務及び当該商品又役務並びに第六条 |ある商標の記載の意義を解釈 |国際登録簿に記載されている|商標の詳細な説明 は役務の類 ^るために必要な事項として ・項のうち国際登録の対象で の区分 める商品及び役務 第二項の政令で定

経済産業省令で定めるもの (国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登 録商標(以下この条において「国際登録に基づ に係る商標登録出願の日にされていたものとみ る範囲については、国内登録に基づく登録商標 るときは、国際商標登録出願はその重複してい 録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であ 登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登 は指定役務と重複している場合であつて、国際 が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又 に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務 標」という。)と同一であり、かつ、国際登録下この条において「国内登録に基づく登録商録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以 く登録商標」という。) がその商標登録前の登 いて「国際商標登録出願」という。)に係る登 録出願とみなされた領域指定(以下この章にお 2

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定 前項の国際商標登録出願に準用する。

第六十八条の十一 (出願時の特例)

登録出願の目から三十日以内」とする。 「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標 第九条第二項の規定の適用については、同項中 (出願の分割の特例) 国際商標登録出願についての

|第六十八条の十二 国際商標登録出願について は、第十条の規定は、適用しない。 (出願の変更の特例)

第六十八条の十三 国際商標登録出願について ない。 は、第十一条及び第六十五条の規定は、適用し

第六十八条の十四 国際商標登録出願についての 録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場 日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登 同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月 第十二条の二第二項の規定の適用については、 合は事後指定の日)」とする。 (出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願について(パリ条約等による優先権主張の手続の特例) 2 1 国際商標登録出願についての第十三条第一項第七項から第九項までの規定は、適用しない。 る特許法第四十三条第一項から第四項まで及び 標登録出願の日から三十日以内」とする。 業省令で定める期間内」とあるのは、「国際商 の三第三項において準用する同法第四十三条第 において読み替えて準用する特許法第四十三条 は、第十三条第一項において読み替えて準用す 一項の規定の適用については、同項中「経済産

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての 「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁四条第四項の規定の適用については、同項中 長官」とあるのは、「商標法第六十八条の二第 第十三条第二項において準用する特許法第三十 五項に規定する国際事務局」とする。 (商標登録出願により生じた権利の特例) 2

出願の取扱い) ら第七項までの規定は、適用しない。 項において準用する特許法第三十四条第五項か (国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録 国際商標登録出願については、第十三条第二

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更によ り国際登録において指定された商品又は役務の それぞれの商標登録出願になつたものとみな 全部又は一部が分割して移転されたときは、国 際商標登録出願は、変更後の名義人についての

|第六十八条の十八 三項(第六十条の二第二項において準用する場 の三の規定は、適用しない。 合を含む。)において準用する意匠法第十七条 は、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第 (補正後の商標についての新出願の特例) 国際商標登録出願について

2 規定は、適用しない。 第二項において準用する意匠法第十七条の四の 国際商標登録出願については、第十七条の二

(商標登録の査定の方式の特例)

ての第十七条において準用する特許法第五十二第六十八条の十八の二 国際商標登録出願につい とができる。 ことをもつて、第十七条において準用する同項 事務局を経由して国際登録の名義人に通知する を、経済産業省令で定めるところにより、国際べき旨の査定に限る。) に記載されている事項 条第二項の規定の適用については、特許庁長官 の規定による当該査定の謄本の送達に代えるこ は、査定(第十六条の規定による商標登録をす

2 る送達があつたものとみなす。 が国際登録簿に記録された時に、同項に規定す 前項の場合において、同項の規定による通知

第十八条第二項の規定の適用については、同項第六十八条の十九 国際商標登録出願についての る。 べき旨の査定又は審決があつたときは」とすがあつたときは」とあるのは、「商標登録をす た日から三十日以内に納付すべき登録料の納付 べき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつ 四十一条の二第一項の規定により商標登録をす 中「第四十条第一項の規定による登録料又は第 (商標権の設定の登録の特例) 2

日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登 登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る 0 録の年月日」とする。 同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月 国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」と、 登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際 国際商標登録出願についての第十八条第三項 規定の適用については、同項第二号中「商標

(国際登録の消滅による効果)

礎とした国際登録が全部又は一部について消滅第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基 指定役務の全部又は一部について取り下げられ したときは、その消滅した範囲で指定商品又は たものとみなす。

> ついて消滅したものとみなす。 範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部に は一部について消滅したときは、その消滅した た商標権(以下「国際登録に基づく商標権」と 第十八条第二項の規定により設定の登録を受け いう。)は、その基礎とした国際登録が全部又 前条第一項の規定により読み替えて適用する

3 録が消滅した日から生ずる。 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登

(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六十八条の二十一 もつて終了する。 れているときは、直近の更新の日)から十年を設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がさ 存続期間は、その国際登録の日(その商標権の 国際登録に基づく商標権の

2 きる。 登録の存続期間の更新により更新することがで 国際登録に基づく商標権の存続期間は、 国際

3 4 期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものと の満了の時に更新されるものとする。 その国際登録に基づく商標権の存続期間は、 は、その国際登録に基づく商標権は、その存続 国際登録の存続期間の更新がなかつたとき 国際登録の存続期間の更新があつたときは、 そ

(存続期間の更新登録の特例)

みなす。

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権に 第二十三条第一項及び第二項の規定は、 ついては、第十九条から第二十二条まで並びに 適用し

登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及 二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間 条第三項の規定の適用については、同項中「前 び国際登録の存続期間の更新の日」とする。 の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新 (商標権の分割の特例) 国際登録に基づく商標権についての第二十三

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権に ついては、第二十四条の規定は、適用しない。 (団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標 Ņ を提出する場合を除き、移転することができなに係る商標権は、第七条第三項に規定する書面

2 四条の三の規定は、 国際登録に基づく商標権については、 適用しない。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者 四条の二の規定は、適用しない。 国際登録に基づく商標権については、第三十 その商標権を放棄することができる。

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の 分の制限は、登録しなければ、その効力を生じ 移転、信託による変更、放棄による消滅又は処 (商標権の登録の効果の特例)

五条において読み替えて準用する特許法第九十国際登録に基づく商標権については、第三十 八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用し

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権に の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処 による変更又は処分の制限」とする。 分の制限」とあるのは、「商標権の設定、信託 については、同号中「商標権の設定、存続期間 ついての第七十一条第一項第一号の規定の適用 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、 3 2

第六十八条の二十八 国際商標登録出願について 移転、変更(信託によるものを除く。)又は消 五条の三(第五十五条の二第一項(第六十条の む。) において準用する場合を含む。) 又は第十 六十条の二第二項において準用する場合を含 は、第十五条の二(第五十五条の二第一項(第 (手続の補正の特例) 滅は、国際登録簿に登録されたところによる。 二第二項において準用する場合を含む。)にお

された事項を除き、第六十八条の四十の規定 九第二項の規定により商標の詳細な説明とみな 国際商標登録出願については、第六十八条の 適用しない。

品又は指定役務について補正をすることができ 属している場合に限り、願書に記載した指定商 を受けた後は、事件が審査、審判又は再審に係 いて準用する場合を含む。) の規定による通知

いての特則の特例 (指定商品又は指定役務が二以上の商標権につ

第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権に 特許法第九十八条第一項第一号」とあるのは 第三十四条の二、第三十五条において準用する 同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、 ついての第六十九条の規定の適用については、

> 項若しくは第六十八条の二十六第一項」と、 する第七十一条第一項第一号、第六十八条の二 十八条の二十七第一項において読み替えて適用 「第三十三条第一項、第六十八条の二十五第一 「第七十一条第一項第一号」とあるのは「第六 十七第二項」とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権 区分につき四万七千九百円を超えない範囲内で 千円を超えない範囲内で政令で定める額に一の 別手数料」という。)として、一件ごとに、六 定の登録を受けようとする者は、議定書第八条 登録前に国際事務局に納付しなければならな 政令で定める額を加えた額に相当する額を国際 (7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個 3

する者は、個別手数料として、一件ごとに、四 際事務局に納付しなければならない。 額に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国 万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新を

び第七十六条第二項(別表第一号に掲げる部分 に限る。)の規定は、適用しない。 権については、第四十条から第四十三条まで及 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標

(経済産業省令への委任)

でに定めるもののほか、議定書及び議定書に基第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条ま 経済産業省令で定める。 づく規則を実施するため必要な事項の細目は、

第三節 商標登録出願等の特例

第六十八条の三十二 議定書第六条(4)の規定 登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務 当該国際登録が取り消されたときは、当該国際 れていた商品又は役務の全部又は一部について た商標について、当該国際登録において指定さ とができる。 の全部又は一部について商標登録出願をするこ により日本国を指定する国際登録の対象であつ (国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

2 のいずれにも該当するときは、同項の国際登録 係るものである場合は当該国際登録に係る事後 指定の日)にされたものとみなす。 の国際登録の日(同項の国際登録が事後指定に 前項の規定による商標登録出願は、次の各号

り消された日から三月以内にされたものであ ること。 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取

の効力が生じた日から二年以内」と読み替える

Ξ. 定役務が同項の国際登録において指定されて いた商品又は役務の範囲に含まれているこ 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指

録出願に当該優先権が認められる。 められていたときは、同項の規定による商標登 ついてパリ条約第四条の規定による優先権が認 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願に

第二項各号(第六十八条の三十三第二項におい 条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二

て読み替えて準用する場合を含む。)に規定す

4 読み替えて準用する特許法第四十三条の三第二 項の規定による優先権が認められていたとき ついて第九条の三又は第十三条第一項において 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願に 前項と同様とする。

5 囲に含まれているものに限る。)」とする。 登録において指定されていた商品又は役務の範出願の一部(第六十八条の三十二第一項の国際 第十条第一項の規定の適用については、同項中 「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録 第一項の規定による商標登録出願についての

7 6 六月以内にその出願をすることができる。 ことができないときは、同号の規定にかかわら二項第一号に規定する期間内にその出願をする その責めに帰することができない理由により第 者にあつては、二月)以内でその期間の経過後 ず、その理由がなくなつた日から十四日(在外 第一項の規定による商標登録出願をする者が

たものとみなす。

| 第六十八条の三十三 | 議定書第十五条 (5) (b) 2 規定による商標登録出願に準用する。この場合 出願をする資格を有する者でなくなつたとき の規定により、日本国を指定する国際登録の名 は、「議定書第十五条 (3) の規定による廃棄 録が取り消された日から三月以内」とあるの において、同条第二項第一号中「同項の国際登 について商標登録出願をすることができる。 国際登録において指定されていた商品又は役務 は、当該国際登録の名義人であつた者は、当該 義人が議定書第二条(1)の規定に基づく国際 前条第二項から第七項までの規定は、前項の

際登録の対象であつた商標と同一であるこ 商標登録を受けようとする商標が前項の国

二項第一号に規定する期間が満了する時にされ 前項の規定によりされた商標登録出願は、第

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例) 2

第六十八条の三十五第六十八条の三十二第一項 らず、商標権の設定の登録をする。 あつたときは、第十八条第二項の規定にかかわ 年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決が がされているときは、直近の更新の日)から十 録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新 又は第六十八条の三十三第一項の規定による商 標登録出願については、当該出願に係る国際登

第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存 いるときは、直近の更新の日)から十年をもつ の日(当該国際登録の存続期間の更新がされて 続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録 (存続期間の特例) て終了する。

(登録異議の申立ての特例) は、第十九条第一項の規定は、 前項に規定する商標権の存続期間につい 適用しない。

第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権 録異議の申立てがされることなくこの条に規定 録」とあるのは、「、商標登録(旧国際登録に 二の規定の適用については、同条中「、商標登 再出願に係る商標登録についての第四十三条の する期間を経過したものを除く。)」とする。 係る商標権の再出願に係る商標登録にあつて は、もとの国際登録に係る商標登録について登

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八 八条の三十三第一項の規定による商標登録出 又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十 るのは、「次の各号のいずれかに該当するとき 中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあ 又は前条第一項の規定による商標登録出願につ いての第十五条の規定の適用については、同条 第六十八条の三十二第一 願

2 る。)の規定は、適用しない。 第十五条(第一号及び第二号に係る部分に限 及び第六十八条の三十九において「旧国際登録 規定による商標登録出願(第六十八条の三十 の第六十八条の三十二第一項又は前条第一項 る要件を満たしていないとき」とする。 に係る商標権の再出願」という。)については、 国際登録に係る商標権であつたものについて

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十八第六十八条の三十二第一項 (商標登録の無効の審判の特例)

れたとき」とする。 て準用する場合を含む。)の規定に違反してさ 第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号 条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三 の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八 のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次 条第一項の審判については、同項中「次の各号 標登録出願に係る商標登録についての第四十六 又は第六十八条の三十三第一項の規定による商 (第六十八条の三十三第二項において読み替え

再出願に係る商標登録についての第四十七条の第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の つているときも、同様とする。」とする。 り第四十六条第一項の審判の請求ができなくな 際登録に係る商標登録について本条の規定によ の再出願に係る商標登録については、もとの国 過する前であつても、旧国際登録に係る商標権 きない。商標権の設定の登録の日から五年を経 ができない。」とあるのは、「請求することがで 規定の適用については、同条中「請求すること 3 2

第八章 雑則

第六十八条の四十 商標登録出願、防護標章登録 関する手続をした者は、事件が審査、登録異議 出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に している場合に限り、その補正をすることがで の申立てについての審理、審判又は再審に係属 4

わらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第 登録出願に係る区分の数を減ずる補正をするこ とができる。 一項の規定による登録料の納付と同時に、商標 商標登録出願をした者は、前項の規定にかか

いての特則) (指定商品又は指定役務が二以上の商標権につ

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商 二、第五十四条、第五十六条第一項において若 三第三項、第四十六条第三項、第四十六条の 特許法第九十八条第一項第一号、第四十三条の 第三十四条の二、第三十五条において準用する 含む。)、第二十条第四項、第三十三条第一項、 項(第六十八条第一項において準用する場合を 標登録又は商標権についての第十三条の二第四 十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第 しくは第六十一条において準用する同法第百七 3 2

るものとみなす。 定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があ 四号の規定の適用については、指定商品又は指 七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第 百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第 号若しくは第三項から第五項まで、第五十条、 れるものを含むものとする。 とすれば登録商標と同一の商標であると認めら 第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第 標であつて、色彩を登録商標と同一にするもの 項、第三十四条第一項、第三十八条第一項第二 「登録商標」には、その登録商標に類似する商 六十四条、第七十三条又は第七十四条における 第三十一条第二項、第三十一条の二第一

類似する標章であつて、色彩を登録防護標章とる「登録防護標章」には、その登録防護標章に 標章であると認められるものを含むものとす 同一にするものとすれば登録防護標章と同一の 第四条第一項第十二号又は第六十七条におけ

ける「登録商標に類似する商標」には、その登第三十七条第一号又は第五十一条第一項にお する。 商標であると認められるものを含まないものと 録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商 標と同一にするものとすれば登録商標と同一の

については、適用しない。 前三項の規定は、色彩のみからなる登録商標

(商標原簿への登録)

商標原簿に登録する。 転、変更、消滅、回復又は処分の制 商標権の設定、存続期間の更新、分割、 移

間の更新、移転又は消滅 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期 保存、

四 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的 とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処 移転、変更、消滅又は処分の制限 専用使用権又は通常使用権の設定、

じ。)をもつて調製することができる。 記録して置くことができる物を含む。以下同 (これに準ずる方法により一定の事項を確実に 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ

て必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののほか、登録に関し

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える

分の制限 2

(商標登録証等の交付)

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付につ (証明等の請求) いては、経済産業省令で定める。 る。

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登 とができる。ただし、次に掲げる書類又は同項 ち磁気テープをもつて調製した部分に記録され る必要があると認めるときは、この限りでな の物件については、特許庁長官が秘密を保持す ている事項を記載した書類の交付を請求するこ 項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のう 若しくは抄本の交付、書類若しくは第五条第四 録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本

項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一 れた旨の申出があつたもの 秘密をいう。次号において同じ。)が記載さ 律第四十七号)第二条第六項に規定する営業 する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法又は参加人から当該当事者又は参加人の保有 決に対する再審に係る書類であつて、当事者を含む。)の審判又はこれらの審判の確定審 いて準用する場合を含む。)、第五十条第一 二(第六十八条第四項において準用する場合 第四十六条第一項(第六十八条第四項にお

当事者の保有する営業秘密が記載された旨の一 判定に係る書類であつて、当事者から当該 申出があつたもの

個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれ

があるもの あるもの 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれが

のために所持する行為

ときは、当該書類を提出した者に対し、その旨 掲げる書類について、同項本文の請求を認める 及びその理由を通知しなければならない。 特許庁長官は、前項第一号から第三号までに

3 に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の分については、行政機関の保有する情報の公開 商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部 規定は、適用しない 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び

|第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の 登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく 対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付す 権利の設定の登録があつたときは、商標権者に 号)第六十条第一項に規定する保有個人情報を 保護に関する法律(平成十五年法律第五十七 分に記録されている保有個人情報(個人情報の 商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部 いう。)については、同法第五章第四節の規定 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使 らない。 示」という。)を付するように努めなければ が登録商標である旨の表示(以下「商標登録表 登録商標を付するときは、その商標にその商標 供を受ける者の当該指定役務の提供に係る物に り、指定商品若しくは指定商品の包装若しくは 用権者は、経済産業省令で定めるところによ は、適用しない。 するとき、又は指定役務の提供に当たりその提 指定役務の提供の用に供する物に登録商標を付 (商標登録表示)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはな らない。 (虚偽表示の禁止) らわしい表示を付する行為 いて、その商標に商標登録表示又はこれと紛 登録商標以外の商標の使用をする場合にお

二 指定商品又は指定役務以外の商品又は役務 わしい表示を付する行為 について登録商標の使用をする場合におい て、その商標に商標登録表示又はこれと紛ら

三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以 らわしい表示を付したものを譲渡又は引渡し 包装に役務に係る登録商標を付したものであ 標を付したもの又は商品若しくはその商品の 若しくはその商品の包装に商品に係る登録商 外の商標を付したもの、指定商品以外の商品 つて、その商標に商標登録表示又はこれと紛

物に商品に係る登録商標を付したものであつ に当たりその提供を受ける者の利用に供する その提供を受ける者の利用に供する物に役務 たもの、指定役務以外の役務の提供に当たり 利用に供する物に登録商標以外の商標を付し わしい表示を付したもの(次号において「役 に係る登録商標を付したもの又は役務の提供 務に係る虚偽商標登録表示物」という。) て、その商標に商標登録表示又はこれと紛ら 役務の提供に当たりその提供を受ける者の 長又は次条第一項において準用する同法第五 若しくは第五条第一項の規定による期間の延

これを用いて当該役務を提供するために所持 又は輸入する行為

引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために 所持し、若しくは輸入する行為 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを いて当該役務を提供させるために譲渡し、

(商標公報)

Ŧi.

第六十八条の五の規定により特許庁長官に

第七十五条 特許庁は、商標公報を発行する。 か、次に掲げる事項を掲載しなければならな商標公報には、この法律に規定するもののほ

の放棄、取下げ若しくは却下 又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定

二 出願公開後における商標登録出願により生 じた権利の承継

とする標章についてした補正 とする商標若しくは防護標章登録を受けよう 品若しくは指定役務又は商標登録を受けよう 出願公開後における願書に記載した指定商

いて準用する場合を含む。)の規定によるも及び第四十一条の二第六項(同条第八項にお のを除く。 商標権の消滅(存続期間の満了によるもの

審の請求又はこれらの取下げ 登録異議の申立て若しくは審判若しくは再

若しくは確定審決 定、審判の確定審決又は再審の確定した決定 登録異議の申立てについての確定した決 3

第六十三条第一項の訴えについての確定

(手数料)

第七十六条 令で定める額の手数料を納付しなければならな 第十三条第二項において準用する特許法第 次に掲げる者は、実費を勘案して政

三十四条第四項の規定により承継の届出をす は次条第一項において準用する特許法第四条 場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しく 第三項(第六十八条第四項において準用する する意匠法第十七条の四、第四十一条第二 第十七条の二第二項(第六十八条第二項に いて準用する場合を含む。)において準用 第四十一条の二第二項、第四十三条の四

条第二項の規定による期日の変更を請求す

により特許庁長官に国際登録出願をする者 第六十八条の二(第五項を除く。)の規定

几 事後指定をする者 第六十八条の四の規定により特許庁長官に

国際登録の名義人の変更の記録の請求をす 国際登録の存続期間の更新の申請をする者 第六十八条の六の規定により特許庁長官に

請求する者 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を

t

第七十二条第一項の規定により証明を請求

第七十二条第一項の規定により書類の謄本

又は抄本の交付を請求する者 第七十二条第一項の規定により書類又は第

十一 第七十二条第一項の規定により商標原簿 録されている事項を記載した書類の交付を請 のうち磁気テープをもつて調製した部分に記 五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求す

2 額の手数料を納付しなければならない。 欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下 前二項の規定は、これらの規定により手数料 求する者

を納付すべき者が国であるときは、

適用しな

その額を納付しなければならない。 持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者が る。)は、これらの規定にかかわらず、これら り納付すべき手数料(政令で定めるものに限 きは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登 の共有に係る場合であつて持分の定めがあると の規定に規定する手数料の金額に国以外の者の づく権利について第一項又は第二項の規定によ 録出願により生じた権利又は防護標章登録に基 防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者と 商標権、商標登録出願により生じた権利又は

5 円未満の端数があるときは、その端数は、 捨てる 前項の規定により算定した手数料の金額に十 · 切り

6 てしなければならない。ただし、 業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産 経済産業省令 3

準用する。

規定は、商標権その他商標登録に関する権利に

7 で定める場合には、経済産業省令で定めるとこ 返還する。 ろにより、現金をもつて納めることができる。 過誤納の手数料は、納付した者の請求により

8 日から一年を経過した後は、請求することがで きない。 前項の規定による手数料の返還は、納付した

9 あつては、二月)以内でその期間の経過後六月 その理由がなくなつた日から十四日(在外者に り前項に規定する期間内にその請求をすること 以内にその請求をすることができる。 ができないときは、同項の規定にかかわらず、 (特許法の準用)

第七十七条 特許法第三条から第五条まで (期間 第四条中「第百二十一条第一項」とあるのは、 及び期日に準用する。この場合において、同法及び期日)の規定は、この法律に規定する期間 第一項」と読み替えるものとする。 「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条

2 各号(同法第六十八条第一項において準用する 録料を含む。)を納付しないとき。/」と、同一項又は第二項の規定により納付すべき割増登 同時に納付すべき登録料(商標法第四十三条第一条の二第七項の規定により更新登録の申請と 項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一 第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第 項各号」とあるのは「商標法第五条の二第一項 法第十八条の二第一項中「第三十八条の二第一 この法律に基づく命令で定める方式に違反して き。」とあるのは「/二 手続がこの法律又は 律に基づく命令で定める方式に違反していると 七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法 第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定 同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは に関する手続に準用する。この場合において、 録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録 場合を含む。)」と読み替えるものとする。 十条第二項の規定による登録料又は同法第四十 いるとき。/二の二 手続について商標法第四 「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条 (手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登 十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の 特許法第六条から第九条まで、第十一条から

5 特許法第百八十九条から第百九十二条まで

6 (送達) の規定は、この法律の規定による送達

者がその責めに帰することができない理由により 第七項の規定による手数料の返還を請求する

4 商標登録及び防護標章登録に準用する。 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、

に準用する。 又はこの法律に基づく命令の規定による処分に 特許法第百九十五条の三の規定は、この法律

準用する。

7 この法律の規定により不服を申し立てることが 審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びに 決定若しくは審決及び登録異議申立書若しくは 律の規定による査定、補正の却下の決定、 規定による審査請求の制限)の規定は、この法 作為に準用する。 できないこととされている処分又はこれらの不 特許法第百九十五条の四(行政不服審査法

(経過措置)

第七十七条の二 この法律の規定に基づき命令を 判断される範囲内において、所要の経過措置 令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と 制定し、又は改廃する場合においては、その命 ができる。 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めること

第九章 罰則

(侵害の罪

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者 併科する。 若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを 行為を行つた者を除く。)は、十年以下の懲役 権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる (第三十七条又は第六十七条の規定により商標

第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規 役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこ とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲 定により商標権又は専用使用権を侵害する行為 れを併科する。

(詐欺の行為の罪)

第七十九条 詐欺の行為により商標登録、 権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立て 章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく についての決定又は審決を受けた者は、三年 (虚偽表示の罪) 下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 防護標

|第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三 年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す

, 第八十一条 (偽証等の罪)

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証明 大、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を 受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役にあり、

(秘密保持命令違反の罪) 老しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。 をの刑を減軽し、又は免除することができる。 ができる。

第八十一条の二 第三十九条において準用する特第八十一条の二 第三年に近した者は、五年以下の懲役若しくは第五項において準用する場合を含む。)による第五項において準用する場合を含む。)によるる。

ことができない。 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する

(両罰規定)第一項の罪は、日本国外において同項の罪を

(4) 「 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰項 三億円以下の罰金刑 一 第七十八条、第七十八条の二又は前条第一

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

よる。 まる。 まる。 またの規定の罪についての時効の期間に は、これらの規定の罪についての時効の期間 は、これらの規定の罪についての時効の期間 は、これらの規定により第七十八条、第七十八条 第一項の規定により第七十八条、第七十八条

(過料

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、が、証言、鑑定者の規定により特許庁又はそ

第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法とのはの物件の提出又は提示を命での規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁策の規定により特許庁の場所の場所を受けた裁

上 附則

(書換) (書換) (施行期日)

第二条 平成四年三月三十一日までにされた商標第二条 平成四年三月三十一日までにされた商標第二条 平成四年三月三十一日までにされた商標第二条 平成四年三月三十一日までにされた商標

2 特許庁長官は、書換登録の申請及びその審査 という。)をの状況を勘案して、前項の規定により指定商品の状況を勘案して、前項の規定により指定商品をが書換登録の申請の受付を開始する日(次条第二項において「受付開始日」という。)をおきない。

(書換登録の申請)

て特許庁長官に提出しなければならない。 事項を記載した申請書に必要な説明書を添付し 第三条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる

三 書換登録を受けようとする指定商品並びに二 商標登録の登録番号 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

日後一年までの間にしなければならない。いう。) から起算して前六月から存続期間満了いう。) から起算して前六月から存続期間満了日」と続期間の満了の日(以下「存続期間満了日」とつ、「に達する日以後最初に到来する商標権の存れ、受付開始日から起算してと、書換登録の申請は、受付開始日から起算して、主教を登録の申請は、受付開始日から起算して、

日後一年までの間にしなければならない。日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。 日後一年までの間にしなければならない。

を得なければならない。

2 書換登録の申請をする者は、第三十四条の二の区分に従つてしなければならない。

(審査官による審査)

(拒絶の査定)(拒絶の査定)(拒絶の査定)

すべき旨の査定をしなければならない。 一に該当するときは、その申請について拒絶を

要件を満たしていないとき。その申請が、附則第四条第一項に規定する

(拒絶理由の通知

第七条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしよない。

(書換登録の査定)

第八条 審査官は、書換登録をすべき 第八条 審査官は、書換登録をすべき

(特許法の準用)

格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十二条第九条 特許法第四十七条第二項(審査官の資

(指定商品の範囲)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との関係)

(商標権の消滅) (商標権の消滅) (商標権の消滅)

第十一条 書換登録の申請をすべき者が附則第三条第二項若しくは第三項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請が却下が確定した場合又は附則第二十七条第二項において準において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は附則第二十七条第二項において準により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了の一つ後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

(書換登録)

計判等(人を) (重要)お十二条 書換は、登録によりその効力を生ず

3 前項の場合において、申請書に記載されなか指定商品を書き換えた旨の登録をする。 2 附則第八条の査定があつたときは、商標権の

| する。 | する。 | 3 前項の場合において、申請書に記載されなか

紀を| 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所々の| 項を商標公報に掲載しなければならない。| 4 第二項の登録があつたときは、次に掲げる事

二 商標登録の登録番号

る | 三 | 書換登録前の指定商品及び商品の区分

ないと の区分 四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務 第二名 三 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務

五 商標登録出願の年月日

六 書換登録の年月日

か、

必要な事項

別が旨官(「停上三分) 第四十四条)見官は、こした者に対 (商標に関する規定の準用)、査定をしよ 七 前各号に掲げるもののほ

準用する。 第十三条 第四十四条の規定は、書換登録の申請

(書換登録の無効の審判)

第十四条 書換登録が次の各号の一に該当すると解するとができて、書換登録に係る指定商品が二以上のものに審判を請求することができる。この場合においるは、その書換登録が次の各号の一に該当すると

第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理

- 二 その書換登録が当該商標権者でない者の申品の範囲を実質的に超えてされたとき。 その書換登録が申請に係る商標権の指定商
- とができる。
 とができる。
 とができる。
 とができる。
- 過した後は、請求することができない。
 3 第一項の審判は、書換登録の日から五年を経
- 登録の無効の審判に準用する。第四十六条第三項及び第四項の規定は、書換
- 第十五条 書換登録を無効にすべき旨の審決が確みなす。

R十六条 附則第七条の規定は、附則第十三条(拒絶査定に対する審判における特則)

2

第十六条 附則第七条の規定は、附則第十三条に 第十六条 附則第七条の規定は、附則第十三条に

録についての審判に準用する。 第十六条の二 第五十五条の三の規定は、書換登

第十七条 特許法第百三十一条第一項、第百三十 項の審判以外の審判を請求する場合における同 び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項及 法附則第十七条第一項において準用する特許法 の理由」とあるのは「商標法附則第十四条第一 る場合における前条第一項第三号に掲げる請求 項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求す この場合において、同法第百三十一条の二第一 規定は、書換登録についての審判に準用する。 で(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の 六十七条並びに第百六十八条から第百七十条ま 六十条第一項及び第二項、第百六十一条、第百 五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一 三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十 第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百 (特許法の準用) 一条の二第一項(第二号及び第三号を除く。)、 続、訴訟との関係及び審判における費用)の

準用する。 特許法第百五十五条第三項(審判の請求の取り、特許法第百五十五条第三項(審判の請求の取り、

(再審の規定の準用)

第十八条 第五十七条から第六十条までの規定 は、書換登録についての確定審決があつた場合

(審判の規定の準用)

定審決に対する再審に準用する。 において準用する第四十四条第一項の審判の確 第十九条 附則第十六条の規定は、附則第十三条

第二十条 特許法第百七十三条(再審の請求期第二十条 特許法第百七十四条第一項の審問)並びに第百六十四条第一項の審管三項中「第百六十七条、第百六十八条まで」とあるのは「第百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは「商標法附則第十四条第三項及び第五項(審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一条 意匠法第五十八条第二項(審判の規定は、附則第十三条において、同法する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第二項中「第百六十七条の二本文、第百六十八条」とあるのは、「第百六十八条」とあるのは、「第百六十八条」とあるのは、「第百六十八条第二項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三条において準定の準用)の規定は、所則第十三条において、

え、書換登録についての審判又は再審の請求書第二十二条 書換登録についての審決に対する訴(審決等に対する訴え)

| 近日では、 | 近日では、 | 近日では、 | 10日では、 | 10

(手続の補正)

まれてきる。 審に係属している場合に限り、その補正をする 事に係属している場合に限り、その補正をする 事に係属している場合に限り、その補正をする 事に終題の申請その他書換登録に関

(指定商品が二以上の商標権についての特則) (指定商品が二以上の商標権については、指定商品が二以上の商標権について第二十五条 指定商品が二以上の商標権については、指定商品が二以上の商標権についてが、指定商品が二以上の商標権についてが、指定商品が二以上の商標権についての特別)

標原簿に登録する。 標原簿に登録する。

(商標原簿への登録)

(特許法の準用) 登録に準用する。 第七十一条第二項及び第三項の規定は、書換

第二十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、書換登録に関する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用するのは、「商標法附則第十三条において準用するのは、「商標法附則第十三条において準用するのとする。

で並びに第百九十四条(手続)の規定は、書換十八条第一項、第十八条の二から第二十四条ま第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から

替えるものとする。 で、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服で、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服で、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服で、同法第九条及び第十四条中「拒絶査においる手続に準用する。この場合におい

(詐欺の行為の罪)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の第二十九条 法人の代表者又は法人若して同条の罰は、行為者を罰するほか、その法人に対して一は、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を利する。

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第百七十一条において、それ用する意匠法第五十八条第二項において、それ用する意匠法第五十八条第二項において、本和準用する特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

四〇号) 抄附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一

する。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行

わらず、なお従前の例による。 旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかついては、当該訴訟を提起することができない この法律の施行の際現に係属している訴訟に

お従前の例による。ただし、この法律による改は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な前の規定による出訴期間が進行している処分又前、208年の勝年の関邦にこの名年による出訴判別が進行している処分又

正前の規定による出訴期間より短い場合に限 正後の規定による出訴期間がこの法律による改

6

- 6 ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算 出訴期間が定められることとなつたものについ する当事者訴訟で、この法律による改正により この法律の施行前にされた処分又は裁決に関 8
- よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に 更することを許すことができる。 による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 この法律の施行の際現に係属している処分又 決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変 9
- での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

六一号) (昭和三七年九月一五日法律第一

2 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行

律の施行前に生じた事項についても適用する。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 生じた効力を妨げない。 ただし、この法律による改正前の規定によつて 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 この法律による改正後の規定は、この附則に

- 3 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願前に提起された訴願等につきこの法律の施行後 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 等についても、同様とする。 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 「訴願等」という。) については、この法律の施 この法律の施行前に提起された訴願、審査の
- よる不服申立てとみなす。 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後
- ての裁決等については、行政不服審査法による る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 不服申立てをすることができない 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

この法律による改正前の規定により訴願等をす 間が定められていなかつたものについて、行政ることができるものとされ、かつ、その提起期 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 不服審査法による不服申立てをすることができ この法律の施行前にした行為に対する罰則の この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

に関して必要な経過措置は、政令で定める。前八項に定めるもののほか、この法律の施行 適用については、なお従前の例による。

八号) 附 (昭和三九年七月四日法律第 四四

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して九月をこ

附 号 則 (昭和四〇年五月二四日法律第八

ら施行する。 月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日か た工業所有権の保護に関する千八百八十三年三 百五十八年十月三十一日にリスボンで改正され セルで、千九百十一年六月二日にワシントン 九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九 で、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千 この法律は、千九百年十二月十四日にブラッ

附 号 則 抄 (昭和四五年五月二二日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十六年一月一日 から

(改正前の特許法の適用)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し 場合を除き、その特許出願について査定又は審ている特許出願については、別段の定めがある 決が確定するまでは、なお従前の例による。 (特許出願の手数料)

第五条 新特許法第百九十五条第一項の規定は、 この法律の施行後に納付すべき手数料について 許出願についての同法別表第四号の手数料につ適用する。ただし、この法律の施行前にした特 (商標法の改正に伴う経過措置) いては、この限りでない。

第八条 附則第二条及び第五条の規定は、第四条 の規定による商標法の改正に伴う経過措置に関

して準用する。

第九条 前各条に定めるもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、 (政令への委任) 政令で定める。

則 (昭和五〇年六月二五日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

規定並びに同法別表の改正規定、第四条の規中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正 公布の日 二項、附則第三条第二項及び第四条の規定 規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第 定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正 規定及び同法別表の改正規定、第三条の規定 の規定中実用新案法第三十一条第一項の改正 の改正規定及び同法別表の改正規定、第二条 第一条の規定中特許法第百七条第一項の表

- 条約第二十条 (2) (c) の規定による同条 生の日 約第一条から第十二条までの規定の効力の発 護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ ストックホルムで改正された工業所有権の保 リスボンで及び千九百六十七年七月十四日に ロンドンで、千九百五十八年十月三十一日に 六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日に 二日にワシントンで、千九百二十五年十一月 月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月 改正規定並びに第五条の規定 千九百年十二 標法第四条第一項第二号及び第九条第一項の 条の二第一項の改正規定、第四条の規定中商 を除く。)、第二条の規定中実用新案法第十三 第十七条の三及び第六十四条」に改める部分 し書の改正規定(「及び第六十四条」を「、 第一条の規定中特許法第十七条第一項ただ
- 第五条第二項の規定 三年を経過した日 項及び第七十条第一項の改正規定並びに附則 十条の次に一条を加える改正規定並びに第一 正規定、同条に一項を加える改正規定、第二 十一条第一項、第四十九条、第六十八条第三 第四条の規定中商標法第十九条第二項の改 公布の日から起算して

(商標法の改正に伴う経過措置)

- |第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し ている商標法第五十条第一項の審判について は、なお従前の例による。
- 2 係属している商標権の存続期間の更新登録の出 書第三号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に 附則第二条第一項の規定は附則第一条ただし

前にしたものに係る更新登録の無効の理由に準 期間の更新登録の出願であつて同号に定める日 願に、附則第二条第三項の規定は商標権の存続

七号) 附 則 抄 (昭和五三年四月二四日法律第二

(施行期日)

条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行す 第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十 第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項 第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意 五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百 の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条 匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、 七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法 十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第 この法律は、公布の日から施行する。ただ 第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第

九号) 附 則 抄 (昭和五三年七月一〇日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して六月

五号) 附 則 抄 (昭和五六年五月一九日法律第四

(施行期日)

年六月一日から施行する。改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六 条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規 条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四 項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一 第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一 定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項 十一条第一項の改正規定、第二条、 し、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第 十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二 この法律は、公布の日から施行する。ただ 第五条及び

号 附 則 (昭和五九年五月一日法律第二三

(施行期日)

1 項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行す から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四 経過した日から施行する。ただし、第二十四条 この法律は、公布の日から起算して二十日を

計) 》 (昭和五九年五月一日法律第二四

(施行期日)

施行する。 第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から

(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置) (特許印紙による納付の開始に伴う経過措置) 中紙又は割増登録料を納付するときは、収入正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又直接。 附則第三条から前条までの規定による改第八条 附則第三条から前条までの規定による改算による納付の開始に伴う経過措置)

一号) 抄附 則 (昭和六〇年五月二八日法律第四

(施行期日)

(経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の関の適用については、なお従前の例による。則の適用については、なお従前の例による。

以 则 (昭和六二年五月二五日法律第二 附 則 (昭和六二年五月二五日法律第二

七号)抄

当該各号に定める日から施行する。権行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から(施行期日)

第一条、第三条、第五条の規定 昭和六第四十二条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、所則第四条、第六条、第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十二条第一項及び第十三条の規定中商標法第十三条第一系、第三条、第五条の規定中意匠法第十二条第一項とび第十一条の規定が開始。

(政令への委任)

要な経過措置は、政令で定める。
に定めるもののほか、この法律の施行に関し必っ第十一条 附則第二条から第六条まで及び第八条

附 則 (平成二年六月一三日法律第三〇

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五 起算して六月を超えない範囲内において政令で 条、第四十四条第二号及び附則第九条の規定並 定める日から施行する。 号)第二条第二項の改正規定は、公布の日から びに附則第三条中印紙をもつてする歳入金納付 用に係る部分を除く。)、第四十一条、第四十二 三十条第三号、第三十一条及び第三十五条の準 条、第三十七条、第三十九条(第二十三条、第 除く。)、第三十二条、第三十四条、第三十六 四条から第二十九条まで、第三十条(第三号を 項の準用に係る部分を除く。)、第十七条から第 条第二項、第十六条(第十五条第一項及び第三 を超えない範囲内において政令で定める日から に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二 十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十

(政令への委任)

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めの施行に関し必要な経過措置は、政令で定めの地理組織を整備する場合の手続その他この法律第九条 この法律の施行の日前において電子情報

号) 抄附 則 (平成三年五月二日法律第六五

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年第一条 この法律は、公布の日から起算して一年第一条 この法律が、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の改正規定、第三十七条及び第六十七条の改正規定中「第六条第一項」の下に「、第九条の二」を加える部分並びに附則第十四条第二項の規定は、この法律の施行の日から六月を経過した日から施行し、改正後の商標法(以下「新した日から施行し、改正後の商標法(以下「新九条」という。)第三十七条及び第六十七条の規定は、同日以後の行為について適用する。(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属しおこれの高標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、な願について査定又は審決が確定するまでは、ないのでは、その商標登録出願又は防護標章登録出願については、その法律の施行の際現に特許庁に係属し

規定する更新登録の出願の期間を経過している八条第三項において準用する場合を含む。)に「旧法」という。)第二十条第二項(旧法第六十2)この法律の施行前に改正前の商標法(以下

9| る。
| 簡の更新登録については、なお従前の例によい 簡標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期

- ては、なお従前の例による。 護標章登録出願に係る登録の無効の理由につい 3 この法律の施行前にした商標登録出願及び防
- 4 新法第五十一条第一項及び第五十三条第一項 4 新法第五十一条第一項及び第五十三条第一項 応標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願に係る商標登録出願なる。 の規定は、この法律の施行後にした商標登録出願に係る商標登録とする商標登録といる。 の規定は、この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録とは、この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録とは、この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録とは、この法律の施行後にした商標登録とは、この法律の施行後にした行為を理由とする商標登録とは、この法律の施行後にした行為を理由とする。
- ては、なお従前の例による。 れる手続に係る行為に対する罰則の適用についれる手続に係る行為に対する罰則の適用についなお従前の例によることとさなお従前の例による。

標の使用をする権利)(施行後六月経過前の使用による役務に係る商

第三条 この法律の施行の日から六月を経過する前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。)に係る指定役務に知似する商標の使用をしてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の日から六月を経過する場合は、この法律の施行の目から六月を経過する場合は、この法律の施行の目から六月を経過する場合は、この法律の施行の目から六月を経過する際現にその商標の使用をしてその後務に係る業務を行っている範囲内において、その後継に係る業務を行っている範囲内において、その後継に入れて、この法律の施行の日から六月を経過する際現にその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定は、防護標章登録に基づく権利3 前二項の規定は、防護標章登録に基づく権利を付すべきことを請求することができる。2 前二項の規定は、防護標章登録に基づく権利を有する者に対定により商標の使用をする権利を有する者に対定により商標の使用をする権利を有する者に対定により商標を対し、前項の規

先願の特例) (施行後六月間にした商標登録出願についての

品に係る商標登録出願については、新法第四条第四条 この法律の施行の日から六月間にした商

なお従前の例による。第一項(第十一号に係る部分に限る。)並びに第一項(第十一号に係る部分に限る。)並びに

- 「重り前要させる」。 第一項の規定は、適用しない。 係る商標登録出願については、新法第四条第一名。 の法律の施行の日から六月間にした役務に
- (使用に基づく特例の適用) 「商品又は役務」とあるのは、「役務」とする。 「商品又は役務」とあるのは、「役務」とする。 工項の規定の適用については、当該商標登録出 3 前項の商標登録出願についての新法第八条第

2 第五条 自己の業務に係る役務について日本国内 とする。 録出願(以下「特例商標登録出願」という。) に基づく特例の適用を主張することができる。 この法律の施行の日から六月間にその商標につ 商標について商標登録を受けようとする者は、 の(自己の業務に係る役務を表示するものとし 分に限る。)の規定の適用については、同号中 についての新法第四条第一項(第十号に係る部 するときは、当該商標登録出願について、使用 において不正競争の目的でなく使用をしている てその役務について使用をするものを除く。)」 て需要者の間に広く認識されている商標であつ いて当該役務を指定役務として商標登録出願を 「使用をするもの」とあるのは、「使用をするも 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登

3 前条第三項の規定により同日にしたものとみなされた同一又は類似の商標でかっては、同項の規定により読み替えられた新るときは、同項の規定により読み替えられた新るときは、同項の規定により読み替えられた新高で登録出願のいずれかが特例商標登録出願であるときは、同項の規定により読み替えられた新常登録出願人」とあるのは、「商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第五条第二項に規定する特例商標登録出願の高標登録出願人」とあるのは、「商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第五条第二項に規定する特例商標登録出願の高標登録出願人」とする。

るため必要な書類を商標登録出願の日から三十標登録出願が次の各号に該当することを証明す願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商事大条 使用に基づく特例の適用を主張しようと

日以内に特許庁長官に提出しなければならな

役務について使用をしているものであるこ 願前から日本国内において自己の業務に係る その商標登録出願に係る商標が商標登録出

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の 役務に含まれるものであること

書類の提出は、その主張の取下げがあった場合 を除き、もとの商標登録出願及び新たな商標登 づく特例の適用の主張及び第一項の規定による は、もとの商標登録出願についてした使用に基 の規定による商標登録出願の分割があったとき に規定する期間内に同項に規定する書類を提出 しないときは、使用に基づく特例の適用の主張 特例商標登録出願について新法第十条第一項 使用に基づく特例の適用を主張した者が前項 初めからなかったものとみなす。

があった場合を除き、新たな商標登録出願につの規定による書類の提出は、その主張の取下げ いてしたものとみなす。 した使用に基づく特例の適用の主張及び第一項 があったときは、もとの商標登録出願について 項又は第二項の規定による商標登録出願の変更 特例商標登録出願について新法第十一条第一

録出願についてしたものとみなす。

に基づく特例の適用の主張は取り下げられたも 務とともにされたものである場合を除き、使用 ったときは、その承継が当該指定役務に係る業 第四項又は第五項の規定による承継の届出があ 新法第十三条第二項において準用する特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第三十四条 特例商標登録出願により生じた権利について

り下げることができない した後は、使用に基づく特例の適用の主張を取特例商標登録出願について査定又は審決が確定 特例商標登録出願の商標登録出願人は、その

第七条 特例商標登録出願の拒絶の査定について れないとき、同法附則第五条第一項の規定によ によつては同項各号に該当するものとは認めら 附則第六条第一項の規定により提出された書類 部を改正する法律 (平成三年法律第六十五号) き」とあるのは、「商標登録出願が商標法の一 中「商標登録出願が次の各号の一に該当すると の新法第十五条の規定の適用については、同条 る使用に基づく特例の適用の主張に係る使用が

登録出願が次の各号の一に該当するとき」とす 不正競争の目的で行われていたとき、又は商標

2 判についての新法第四十六条第一項及び第四十時例商標登録出願に係る商標登録の無効の審 承継しないものの商標登録出願に対してされた 録が次の」とあるのは「商標登録を受けた者 (混同を防ぐための表示) とき、又は商標登録が第三条」とする。 した者であつて、指定役務に係る業務をともに 録がその商標登録出願により生じた権利を承継 登録商標の使用をしていなかつたとき、商標登 前から日本国内において指定役務についてその のは「商標登録を受けた者がその商標登録出願 次の」と、同条中「商標登録が第三条」とある 登録出願に対してされたとき、又は商標登録が 役務に係る業務をともに承継しないものの商標 されていたとき、商標登録がその商標登録出願 た場合において当該使用が不正競争の目的でな 用をしていなかつたとき若しくは使用をしてい 内において指定役務についてその登録商標の使 務に係る業務とともに承継された場合にあつて により生じた権利を承継した者であつて、指定 以下同じ。) がその商標登録出願前から日本国 は、当該商標登録出願の時の商標登録出願人。 (その商標登録出願により生じた権利が指定役 七条の規定の適用については、同項中「商標登

第九条 特例商標登録出願に係る同一又は類似の 役務について使用をする同一又は類似の二以上 常使用権者に対し、当該使用について、その者 されるおそれのあるときは、当該他の登録商標 より他の登録商標に係る商標権者又は専用使用 用権者の指定役務についての登録商標の使用に 商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使 の登録商標がある場合において、その一の登録 求することができる。 混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請 の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との 登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通 をしている指定役務に係るものに限る。)が害 権者の業務上の利益(当該他の登録商標の使用 に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の

(商標登録の取消しの審判の特例)

|第十条 前条に規定する二以上の登録商標がある 場合においては、それらの商標登録の取消しに ついては、同項中「商標権者が」とあるのは ついての新法第五十一条第一項の規定の適用に

> 登録商標と同一にするものとすれば登録商標と その登録商標に類似する商標であって、色彩を 「又は」とあるのは「若しくは」とする。 と混同を生ずるものをしたとき、又は」と、 九条に規定する二以上の登録商標のうちその登 一条第一項における「登録商標の使用」には、 用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務 録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使 正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第 ての登録商標の使用であつて商標法の一部を改 「商標権者が不正競争の目的で指定役務につい

2 前項の規定により読み替えられた新法第五十 むものとする。 同一の商標であると認められるものの使用を含

(証明等の請求についての特例)

第十二条 この法律の施行の日から六月間は、新 める場合を除く。)又は公の秩序若しくは善良 商標登録出願に係る書類(特許庁長官が特に認 五号)の施行の日から六月間にした役務に係る 法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十 例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十 の風俗」とする。 「公の秩序又は善良の風俗」とあるのは、「商標 二条第三項において準用する場合を含む。) 中 法第七十二条(工業所有権に関する手続等の特

第十五条 附則第二条から第十二条まで及び前条 要な経過措置は、政令で定める。 に定めるもののほか、この法律の施行に関し必 (政令への委任)

号 (平成五年四月二三日法律第二六

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正 の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項のを加える部分を除く。)、第二条の規定、第四条 申立てを含む。)」を削る部分及び同表第十二号 規定(同表第六号中「(請求公告に係る異議の七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正 施行する。ただし、第一条の規定中特許法第百 を超えない範囲内において政令で定める日から 改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号 十七条の規定は、平成五年七月一日から施行す びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第 (施行期日)

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 附則第二条から第六条まで、 第十六条 この法律の施行前にした行為に対する (政令への委任) 罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条、

附 則 (平成五年五月一九日法律第四七 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め 第十条及び前条に定めるもののほか、この法律

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (罰則の適用に関する経過措置) 公布の日から起算して一年

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する (政令への委任) 罰則の適用については、なお従前の例による。 に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (平成五年一一月一二日法律第八

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 (政令への委任) 第八十八号)の施行の日から施行する。

一六号) (平成六年一二月一四日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

力を生ずる日(以下「発効日」という。)の設立するマラケシュ協定が日本国について効 規定 平成七年七月一日又は世界貿易機関を 三条の二の改正規定を除く。)及び第九条の 定、第五条の規定(商標法第十条第三項、第 十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十 第一条中特許法第三十条第三項の改正規

の二第一項の改正規定(「出願公告」を「特 許法第六十六条第三項の規定により同項各号 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条

第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第 十九条の規定 平成八年一月一日 条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第 弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八 条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七 条の改正規定(「第百七十四条第二項」を 項第四号」に改める部分に限る。)、同法第五 項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九 五十条の二の改正規定(「第百七十四条第一 三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定 改める部分に限る。)、同法第十条第五項及び 十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中 。)、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九 十三条第二項の改正規定並びに同法第六十二 十三条第二項第五号」を「第百九十三条第二 「第百七十四条第三項」に改める部分に限る (同条に一項を加える部分を除く。)、同法第 に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に

第二条 第一条の規定による改正後の特許法 匠法」という。)第十五条第一項及び第五条の四条の規定による改正後の意匠法(以下「新意 標登録出願については、適用しない。 出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商 合を含む。)の規定は、発効日が平成七年七月 という。)第十三条第一項において準用する場 規定による改正後の商標法 (以下「新商標法」 三条の規定による改正後の実用新案法(以下 下「新特許法」という。) 第四十三条の二 (第 一日後となったときは、発効日前にされた特許 「新実用新案法」という。)第十一条第一項、第 . (以

第十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行 第一号に掲げる規定の施行の時」とする。 る法律(平成六年法律第百十六号)附則第一条 の時」とあるのは、「特許法等の一部を改正す 適用については、同条第三項中「商標登録出願 いての新商標法第四条第一項第十七号の規定の あって、この法律の公布の日後にしたものにつ の際現に特許庁に係属している商標登録出願で (商標法の改正に伴う経過措置) (罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の各改正規定の施行前にした 規定の施行後にした行為に対する罰則の適用に ついては、それぞれなお従前の例による よることとされる事項に係るこの法律の各改正 行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に

7

護標章登録に基づく権利に準用する。

第一項から第四項まで及び前項の規定は、

防

第十四条 (政令への委任) 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。 則

(平成八年六月一二日法律第六八

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 (施行期日)

条の規定 商標法条約が日本国について効力 規定、同法第九条の二の次に一条を加える改 を生ずる日 に同法第五十三条の二の改正規定並びに第六 正規定、同法第十三条第一項の改正規定並び 定、同法第九条の二の前に見出しを付す改正 五号の改正規定、同法第九条第一項の改正規 第一条中商標法第四条第一項第二号及び第

二 第一条中商標法第四十条第四項及び第七十 の規定 平成八年十月一日 等の特例に関する法律第四十条第四項にただ 改正規定、第五条中工業所有権に関する手続 中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三 第四項にただし書を加える改正規定、第四条 条第三項、第三十三条第三項及び第五十四条 し書を加える改正規定並びに附則第二十七条 項及び第六十七条第四項にただし書を加える える改正規定、第三条中実用新案法第三十一 三項及び第百九十五条第五項にただし書を加 二条中特許法第百七条第三項、第百十二条第 六条第四項にただし書を加える改正規定、第

三 第一条中商標法附則に二十九条を加える改 除く。) 平成十年四月一日 正規定(同法附則第二条第二項に係る部分を

(立体商標についての経過措置)

第二条 この法律の施行前から日本国内において 類似する商品若しくは役務についてその登録商 の使用をする場合は、この法律の施行の際現に 立体商標に限る。以下この条において同じ。) 標又はこれに類似する商標の使用をしていた者 律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。) 不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法 その商標の使用をしてその商品又は役務に係る に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに 「新商標法」という。)第五条第二項に規定する (第一条の規定による改正後の商標法 (以下 継続してその商品又は役務についてその商

業務を行っている範囲内において、その商品又 する。当該業務を承継した者についても、 は役務についてその商標の使用をする権利を有 、同様

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規 当な表示を付すべきことを請求することができ 業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適 定により商標の使用をする権利を有する者に対 し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の

3 る。当該業務を承継した者についても、 きは、同項の規定にかかわらず、その商品又は ものとして需要者の間に広く認識されていると 役務についてその商標の使用をする権利を有す がその者の業務に係る商品又は役務を表示する 有する者は、この法律の施行の際現にその商標 第一項の規定により商標の使用をする権利を 同様と

第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(パリ条約の例による優先権についての経過措

5 4 ときは、出品等の日は平成九年四月一日とみな 日」という。)が、平成九年四月一日前である 又は出展の日(以下この項において「出品等の ようとする場合において、同項に規定する出品 が、新商標法第九条第一項の規定の適用を受け 立体商標に係る商標登録を受けようとする者

6 三条第一項において準用する第二条の規定によ う。)が、平成九年四月一日前であるときは、 出願の日(以下この項において「出願日」とい 三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規 九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千 る改正後の特許法(以下「新特許法」という。) が、新商標法第九条の二、第九条の三又は第十 出願日は平成九年四月一日とみなす。 定により最初の出願とみなされた出願又は同条 正された工業所有権の保護に関する千八百八十 九百六十七年七月十四日にストックホルムで改 定により優先権を主張しようとする場合におい 第四十三条若しくは第四十三条の二第二項の規 A(2)の規定により最初の出願と認められた で、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千 ントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグ にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシ て、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日 立体商標に係る商標登録を受けようとする者

(商標登録出願についての経過措置)

2 第三条 商標登録出願がこの法律の施行前にされ の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第六条第一項及び第二項並びに第十五条第三号 た場合の当該出願において指定された商品及び 役務の区分に関する審査については、新商標法 前項の規定は、防護標章登録出願に準用す

(連合商標についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し 権となったものとみなす。 連合商標に係る商標権は、この法律の施行の日 ている連合商標の商標登録出願又は現に存する において新商標法による商標登録出願又は商標

(団体商標についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し た場合に限る。 日から一年以内に特許庁長官にその旨を申し出 あるときは、その商標登録出願人又は商標権者 権者が新商標法第七条第一項に規定する法人で この法律の施行前にされた商標登録に係る商標 ている商標登録出願に係る商標登録出願人又は することができる。ただし、この法律の施行の の商標登録出願又は団体商標の商標登録に変更 は、その商標登録出願又は商標登録を団体商標

提出しなければならない。 書面を変更の登録の申請と同時に特許庁長官に 登録に変更しようとするときは、その旨を記載 した書面及び新商標法第七条第三項に規定する 前項の規定により商標登録を団体商標の商標

3 は、通常使用権者とみなす。 九条及び第十条第一項の規定の適用について 号。以下「平成三年改正法」という。) 附則第 構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の 録の変更があった場合においては、当該法人の 一部を改正する法律(平成三年法律第六十五 第一項の規定により商標登録出願又は商標登

4 標権若しくは専用使用権についての新商標法第 権を有する者」とあるのは、「若しくはその その商標権若しくは専用使用権についての新商 録の変更があった場合の附則第十六条第一項第 三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有 標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用 む。)の規定の適用については、同号中「又は 二号(附則第十八条において準用する場合を含 第一項の規定により商標登録出願又は商標登

団体構成員」とする。 する者又はその商標の使用をする権利を有する

第六条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し (登録異議の申立てについての経過措置)

録異議の申立ての規定の適用については、なお の法律の施行前にされた商標登録についての登 定の謄本の送達があったものに限る。)及びこ ている商標登録出願(出願公告をすべき旨の決

第七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し 2 (商標権の存続期間の更新登録についての経過 前項の規定は、防護標章登録に準用する。

をすることができる期間については、なお従前の当該期間経過後の存続期間の更新登録の出願 る期間内に更新登録の出願がされなかったもの て、第一条の規定による改正前の商標法(以下 までの間に存続期間が満了した商標権であっ お従前の例による。 る審査、登録料の納付及び登録については、な ている商標権の存続期間の更新登録の出願に係 「旧商標法」という。)第二十条第二項に規定す 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日

七千円」と読み替えるものとする。 に区分の数を乗じて得た額」とあるのは「八万 満了の日)から三十日以内に」と、「十万千円 満了前にその送達があつたときは、存続期間のの謄本の送達があつた日(商標権の存続期間の 存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決 新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の 期間を更新した旨の登録を受ける者」と、「更 録の申請をする者」とあるのは「商標権の存続 準用する。この場合において、新商標法第四十 三条第三項及び第四項(割増登録料)の規定を 第五項まで(登録料の分割納付)並びに第四十 ついては、新商標法第四十一条の二第二項から とされた更新登録の出願に係る登録料の納付に 条の二第二項中「商標権の存続期間の更新登 第一項の規定によりなお従前の例によるもの

いて準用する第二十条第二項」と読み替えるも とあるのは、「旧商標法第六十八条第三項にお (以下「旧商標法」という。) 第二十条第二項」 二項中「第一条の規定による改正前の商標法 基づく権利に準用する。この場合において、第 のとする 第一項及び第二項の規定は、防護標章登録に

る新商標法第四十六条の二第一項の適用につい標登録についての商標登録の無効の審判におけ (商標登録の無効の審判についての経過措置) 第五号に該当するに至つた時」とあるのは、 条第一項第五号に該当するものとなっている商 「平成九年四月一日」とする。 ては、同項中「その商標登録が同項第四号又は この法律の施行の際に新商標法第四十六

2 この法律の施行の際現に存する商標権につい ことを理由とする商標登録の無効の審判の請求 の例による。 をすることができる期間については、なお従前 ての新商標法第四条第一項第十五号に該当する

経過措置) (存続期間の更新登録の無効の審判についての

第九条 この法律の施行前にした商標権の存続期 及び第四十九条の規定は、この法律の施行後 も、なおその効力を有する。 間の更新登録については、旧商標法第四十八条

第十条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し は、なお従前の例による。 ている旧商標法第五十条第一項の審判について (商標登録の取消しの審判についての経過措置)

2 後も、 標法第五十条第二項の規定は、この法律の施行 商標法第五十条第一項の審判については、旧商 平成十二年三月三十一日までに請求された新 なおその効力を有する。

(重複登録商標に係る存続期間の更新の特例)

第十一条 特例商標登録出願(平成三年改正法附 る場合においては、重複登録商標に係る商標権 次条において「重複登録商標」という。)があ 又は類似の二以上の登録商標(以下この条及び る同一又は類似の役務について使用をする同一 則第五条第二項に規定するものをいう。)に係 の出願によりしなければならない。 第十九条第二項の規定にかかわらず、更新登録 の存続期間の最初の更新については、新商標法

2 ない。 ある商標となっているときは、 権者の業務に係る役務と混同を生ずるおそれが 標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用 重複登録商標のうちその登録商標以外の登録商 前項の更新は、その更新に係る登録商標が、 することができ

(商標登録出願の規定の準用)

第十二条 **査)及び第十五条の二(拒絶理由の通知)並び** に新特許法第四十八条(審査官の除斥)及び第 新商標法第十四条(審査官による審

> において単に「更新登録の出願」という。)の(以下附則第十九条まで及び第二十四条第二項 五十二条(査定の方式)の規定は、重複登録商 標に係る商標権の存続期間の更新登録の出 審査に準用する。

(存続期間の更新登録)

第十三条 審査官は、更新登録の出願が次の各号 をすべき旨の査定をしなければならない。 の一に該当するときは、その出願について拒絶

ものであるとき。 二項の規定により更新をすることができない その出願に係る登録商標が附則第十一条第

二 その出願をした者が当該商標権者でないと

由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の 審査官は、更新登録の出願について拒絶の理 (更新登録の申請に関する規定の準用) 査定をしなければならない。

第十四条 新商標法第二十条 (存続期間の更新登 又は指定役務」とあるのは、「指定役務」と読 は、更新登録の出願に準用する。この場合にお 二条(回復した商標権の効力の制限)の規定 録)、第二十一条(商標権の回復)及び第二十 み替えるものとする。 いて、新商標法第二十二条第一号中「指定商品

第十五条 新商標法第二十三条 (存続期間の更新 内に」と読み替えるものとする。 るのは、「商標権の存続期間の更新登録をすべ 及び第二項中「更新登録の申請と同時に」とあ たときは、存続期間の満了の日)から三十日以 き旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日 録に準用する。この場合において、同条第一項 の登録)の規定は、更新登録の出願に関する登 (商標権の存続期間の満了前にその送達があつ

2 二項中 律(平成十五年法律第四十七号)第四条の規定 納付期限)、第四十一条の二第二項から第六項料)、第四十一条第二項及び第三項(登録料の新商標法第四十条第二項及び第三項(登録 新商標法第四十条第二項及び第四十一条の二第 は割増登録料に準用する。この場合において、 項の規定は、更新登録の出願に関する登録料又 増登録料)並びに特許法等の一部を改正する法 まで(登録料の分割納付)、第四十一条の三 による改正後の商標法第四十条第四項及び第五 (既納の登録料の返還) 並びに第四十三条 (割 (利害関係人による登録料の納付)、第四十二条 「存続期間の更新登録の申請をする者」

> と読み替えるものとする。 権の存続期間の満了前にその送達があつたとき のは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨 と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄 二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」 了前にその送達があつたときは、存続期間の満謄本の送達があつた日(商標権の存続期間の満続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の るのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十 の査定又は審決の謄本の送達があつた日(商標 本の送達があつた日から三十日以内に」とある 登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあ は、存続期間の満了の日)から三十日以内に」 了の日)から三十日以内に」と、第四十一条の とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受 一条の二第二項及び第四十三条第二項中「更新

用をする権利) (拒絶の査定又は審決前の使用による商標の

第十六条 更新登録の出願について、附則第十三 用をする権利を有する。当該業務を承継した者 囲内において、その役務についてその商標の使 をしてその指定役務に係る業務を行っている範 録商標の使用をしている指定役務について継続権の存続期間の満了の際現にその出願に係る登 査定又は審決が確定した場合(他の拒絶の理 条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨 いずれかに該当する者が、その出願に係る商標 がある場合を除く。) においては、次の各号 についても、同様とする。 の存続期間の満了の際現にその登録商標の使用 してその商標の使用をするときは、当該商標権 O

当該登録商標に係る商標権者

若しくは専用使用権についての新商標法第三 商標権についての専用使用権又はその商標権 する者 十一条第四項の効力を有する通常使用権を有 当該商標権の存続期間の満了の際現にその

2 用をする権利を有する。当該業務を承継した者 号の一に該当する者の業務に係る指定役務を表 存続期間の満了の際現にその登録商標が同項各 にかかわらず、その役務についてその商標の使 いてその商標の使用をする場合は、同項の規定 示するものとして需要者の間に広く認識されて についても、 いるときは、その者は、継続してその役務につ 前項に規定する場合において、当該商標権の 同様とする。

3 新商標法第三十二条第二項の規定は、 前 項

第十七条 附則第十五条第一項において準用する 係る指定役務が二以上のものについては、指定 ことができる。この場合において、更新登録に 登録を無効にすることについて審判を請求する 録が次の各号の一に該当するときは、その更新 新商標法第二十三条の規定によりされた更新登 (商標権の存続期間の更新登録の無効審判

役務ごとに請求することができる。 その存続期間の更新登録が附則第十一条第 一項の規定に違反してされたとき。

新商標法第四十六条第二項の規定は、 願に対してされたとき。 その更新登録が当該商標権者でない者の出 前項の

することができない。 た旨の登録の日から五年を経過した後は、 審判の請求に準用する。 第一項の審判は、商標権の存続期間を更新し 請求

(無効審判の審決前の使用による商標の使用を

審判において更新登録を無効にすべき旨の審決第十八条 附則第十六条の規定は、前条第一項の 権の存続期間の満了の際」とあるのは「商標法場合」と、同条第一項及び第二項中「当該商標 ある場合」とあるのは「他の無効の理由があるて、附則第十六条第一項中「他の拒絶の理由がが確定した場合に準用する。この場合におい の際」と読み替えるものとする。 八号)附則第十七条第一項の審判の請求の登録 等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十 (手数料)

第十九条 更新登録の出願をする者が納付しなけ 録出願をする者」とあるのは、 願をする者」とする。 録出願をする者」とあるのは、「更新登録の出六条の適用については、別表第一号中「商標登 ればならない手数料についての新商標法第七十

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律の各改正規定の施行前にした ついては、それぞれなお従前の例による。 規定の施行後にした行為に対する罰則の適用に よることとされる事項に係るこの法律の各改正 行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に (政令への委任)

ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措第二十一条 附則第二条から前条までに定めるも 置は、 政令で定める

〇号) 附 則 (平成八年六月二六日法律第一一

号に定める日から施行する。 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 この法律は、新民訴法の施行の日から施行す

行の日のいずれか遅い日 改正規定 平成九年四月一日又は新民訴法の施第四十三条の八及び第四十三条の十三第一項の 第三十四条中商標法第四十三条の六第二項、

施行の日のいずれか遅い日 改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関す の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の る手続等の特例に関する法律第四十一条第二項 項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の 正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二 定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改 二条中実用新案法第二条の五第二項の改正規 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十

附 則 (平成一〇年五月六日法律第五

(施行期日) 号

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施 該各号に定める日から施行する。

公布の日から起算して一月を超えない範囲内 項及び附則第八条から第十二条までの規定 第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二 業所有権に関する手続等の特例に関する法律 第一項の表の改正規定に限る。)、第六条中工 第一条中特許法第百七条の改正規定(同条 おいて政令で定める日

二 第一条中特許法第百七条の改正規定(同条 附則第十四条中商標法等の一部を改正する法 第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、 実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第 第一項の表の改正規定を除く。)及び同法第 条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条 権に関する手続等の特例に関する法律第四十 定並びに同法第七十六条の改正規定(同条第 二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規 定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の 第七号までの改正規定を除く。)、第四条の規 五十四条の改正規定(同条第一項第四号から ら第七号までの改正規定を除く。)、第二条中 百九十五条の改正規定(同条第一項第四号か 項の改正規定を除く。)、第六条中工業所有 (平成八年法律第六十八号) 附則第十五条

(施行期日)

第二項の改正規定並びに附則第十八条の規

(商標法の改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の商標法(以 法第四十六条第一項の審判に適用し、この法律 前の商標法第四十六条第一項の審判について の施行前に請求された第五条の規定による改正 規定は、この法律の施行後に請求される新商標 おいて準用する新特許法第百三十一条第二項の は、なお従前の例による。 「新商標法」という。)第五十六条第一項に

2 五項(新商標法第四十一条の二第五項及び第六 た登録料又は同日前に納付すべきであった登録 む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ 十五条の七第三項において準用する場合を含 料については、新商標法第四十条第四項及び第 附則第一条第二号に定める日前に既に納付し

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附 する罰則の適用については、それぞれなお従前る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対 則の規定によりなお従前の例によることとされ

(政令への委任)

|第八条 | 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

三号) 附 則 (平成一〇年五月二九日法律第八 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十 に関する国際条約が日本国について効力を生ず 九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護 日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九 十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千 る日から施行する。

号) 則 抄 (平成一一年五月一四日法律第四

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施 該各号に定める日から施行する。

及び第十七条の規定 標章の国際登録に関す 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条

> 国について効力を生ずる日 七日にマドリッドで採択された議定書が日本

(第四条の規定による商標法の改正に伴う経過

第五条 この法律の施行後にされた商標登録出 第十条第三項の規定を適用する。 改正後の商標法(以下「新商標法」という。) を含む。)の規定により施行前にしたものとみ 五項及び第十二条第三項において準用する場合 であって商標法第十条第二項(同法第十一条第 なされるものについては、第四条の規定による

ら適用する。 定は、この法律の施行後にした商標登録出願か 新商標法第十二条の二及び第十三条の二の規

2

| 3 この法律の施行前に求められた商標権の効力 る。 についての判定については、なお従前の例によ

る。 出願及び防護標章登録に基づく権利に準用す 第一項から前項までの規定は、防護標章登録

4

5 る改正前の商標法第四章第二節の規定により生 事項にも適用する。ただし、第四条の規定によ がある場合を除き、この法律の施行前に生じた じた効力を妨げない。 新商標法第四章第二節の規定は、 別段の定め

6 の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決 おける口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所 法第百五条の三の規定は、この法律の施行前 い旨の合意をした事件については、適用しな に対して上告をする権利を留保して控訴をしな に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所に 新商標法第三十九条において準用する新特許

は審決の謄本の送達があった商標登録出願から の法律の施行後に商標登録をすべき旨の査定又 適用する。 新商標法第六十八条の二第二項の規定は、こ

措置) (第五条の規定による商標法の改正に伴う経

第六条 附則第一条第二号に定める日前にした商 正後の商標法第十六条の規定にかかわらず、 正後の商標法第十六条の規定にかかわらず、な定又は審決については、第五条の規定による改 標登録出願についての商標登録をすべき旨の お従前の例による

(罰則の適用に関する経過措置)

るマドリッド協定の千九百八十九年六月二十 第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの 附則の規定によりなお従前の例によることとさ

前の例による。 対する罰則の適用については、それぞれなお従 れる事項に係るこの法律の施行後にした行為に

(政令への委任)

政令で定める。 か、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 第十条、第十二条及び前条に定めるもののほ 附則第二条から第六条まで、第八条、

三号) 則 抄 (平成一一年五月一四日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 から施行する。 公開に関する法律(平成十一年法律第四十二 以下「情報公開法」という。)の施行の日 行政機関の保有する情報の

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。 ただ 2

第千三百四十四条の規定 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日 3

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

施行期日) 二二〇号)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の 第一条 この法律 (第一条を除く。) 三年一月六日から施行する。 (政令への委任) は、 平成十

施行に関し必要な事項は、政令で定める。

号) 則 抄 (平成一三年六月二九日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して六月

四号) 則 抄 (平成一四年四月一七日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して六月

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第第二条中特許法第百一条の改正規定、同法 囲内において政令で定める日 の三十五の改正規定並びに附則第六条の規 十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条 六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六 項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第 十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二 新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三 百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用 公布の日から起算して一年を超えない範

(商標法の改正に伴う経過措置)

付した個別手数料又は同日前に納付すべきであ第六条 附則第一条第一号に定める日前に既に納 による。 第四項までの規定にかかわらず、なお従前の例 標法」という。)第六十八条の三十第一項から る改正後の商標法(以下この条において「新商 った個別手数料については、第六条の規定によ

ず、なお従前の例による。 商標法第六十八条の三十五の規定にかかわらについての商標権の設定の登録については、新 八条の三十三第一項の規定による商標登録出願 る商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十 なお従前の例によることとされた国際登録に係 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 録については、新商標法第六十八条の十九第一 国際商標登録出願についての商標権の設定の登 お従前の例によることとされた国際登録に係る 第一項の規定によりその個別手数料について 前項の規定によりその個別手数料についてな

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 附則第二条から前条までに定めるものの

は、政令で定める。 六号) 附 則 抄 (平成一五年五月二三日法律第四

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

七号) 則 (平成一五年五月二三日法律第四

> 定(これらの規定を新商標法第四十一条の二第 法」という。)第四十条第三項及び第四項の規 正後の商標法(以下この条において「新商標 登録料の納付についての第四条の規定による改

五項及び第六十五条の七第三項並びに附則第十

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 附則第十八条の規定 公布の日

に第十九条の規定 平成十六年四月一日 項、第七条から第十一条まで、第十六条並び 二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一 附則第二条第二項から第六項まで、第三条第 条の改正規定(同条第一項に係る部分を除 権に関する手続等の特例に関する法律第四十 法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有 中特許協力条約に基づく国際出願等に関する 五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条 中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十 四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条 改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及 く。)並びに第七条及び第八条の規定並びに び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第 びに別表第一号から第四号まで及び第六号の 第一条中特許法第百七条、第百九十五条並

(商標法の改正に伴う経過措置)

願」という。)を除く。)、防護標章登録に基づ標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出とみなされるもの(以下「一部施行日前の防護条第二項の規定により一部施行目前にしたもの 八号。以下「平成八年商標法改正法」という。) 等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十 く権利の存続期間の更新登録の出願及び商標法 間の更新登録の申請、防護標章登録出願(商標録出願」という。)を除く。)、商標権の存続期 二条第三項において準用する場合を含む。) 又 法第十条第二項(同法第十一条第五項及び第十 施行日以後にする商標登録出願であって、商標 係る商標権の存続期間の更新登録の出願に係る 附則第十一条第一項に規定する重複登録商標に 法第六十五条第三項において準用する同法第十 施行日前の商標登録出願の分割等に係る商標登 日前にしたものとみなされるもの(以下「一部 匠法第十七条の三第一項の規定により一部施行 は同法第十七条の二第一項において準用する意

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

3

第五条 一部施行日前にした商標登録出願(一部

含む。)並びに手数料の納付についての新商標 法附則第十五条第二項において準用する場合を 正前の商標法第四十条第五項に規定する国等を 法第七十六条第三項及び第四項の規定の適用に いう。)」とする。 十五年法律第四十七号) 第四条の規定による改 ついては、これらの規定中「国」とあるのは、 六条の規定による改正後の平成八年商標法改 |国等(特許法等の一部を改正する法律(平成

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審 た審決に対する再審については、 確定するまでは、なお従前の例による。 については、その審判又は再審について審決が この法律の施行前に請求された審判の確定し なお従前の例

(罰則の適用に関する経過措置)

による。

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの 前の例による。 対する罰則の適用については、それぞれなお従 れる事項に係るこの法律の施行後にした行為に 附則の規定によりなお従前の例によることとさ

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの は、政令で定める。のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 号) 則 抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情 報の保護に関する法律の施行の日から施行す

(施行期日)

(平成一五年五月三〇日法律第六

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の (その他の経過措置の政令への委任)

附 則 一二号) (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 附

二〇号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、 第一条 この法律は、 訴訟法、 行する。 (経過措置の原則 民事訴訟費用等に関する法律、 平成十七年四月一日 から施 民事 特許

定により生じた効力を妨げない。 法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ この附則に特別の定めがある場合を除き、この 止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、 し、この法律による改正前のこれらの法律の規 実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防 3

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前 判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結し を留保して控訴をしない旨の合意をした事件に 第一審としてした判決に対して上告をする権利 た事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁 いては、適用しない。

規定による改正後の商標法(同号において おいて「新意匠法」という。)及び第七条の 第六条の規定による改正後の意匠法(次号に 法、第五条の規定による改正後の実用新案法 の四から第百五条の六までの規定(新特許 許法」という。)第百四条の三及び第百五条 「新商標法」という。)において準用する場合 (第三号において「新実用新案法」という。)、 この条及び附則第五条第二項において「新特 第四条の規定による改正後の特許法(以下

規定(新特許法、新意匠法及び新商標法にお いて準用する場合を含む。) 新特許法第百六十八条第五項及び第六項の

四七号) (平成一六年一二月一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して六月

六号) 則 (平成一七年六月一五日法律第五

(施行期日)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し 第一条 この法律は、 ている商標登録出願に係る商標登録出願人は、 行する。 (経過措置) 平成十八年四月一日から施 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

(施行期日)

2 る防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人 することができない。 この法律の施行の際現に特許庁に係属してい .願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更

又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録 この法律による改正後の商標法第十一条第一項

> る商標登録出願に変更することができない。 その防護標章登録出願を地域団体商標に係 商標法第十二条第一項の規定にかかわら

るときは、出品等の日は平成十八年四月一日と うとする場合において、同項に規定する出品又 が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けよ みなす。 日」という。)が、平成十八年四月一日前であ は出展の日(以下この項において「出品等の 地域団体商標の商標登録を受けようとする者

願の日(以下この項において「出願日」と 用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一 が、商標法第十三条第一項又は同項において準 出願日は平成十八年四月一日とみなす。 う。) が、平成十八年四月一日前であるときは より最初の出願とみなされた出願又は同条A 三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定に れた工業所有権の保護に関する千八百八十三年 千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百 ラッセルで、千九百十一年六月二日にワシント 最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブ きることとされている場合を含む。)において、 条の三の規定により優先権を主張することがで 法第四十三条第一項の規定により優先権を主張 号)第四十三条の二第三項において準用する同 (2) の規定により最初の出願と認められた出 六十七年七月十四日にストックホルムで改正さ 五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百 ンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、 しようとする場合(商標法第九条の二又は第九 地域団体商標の商標登録を受けようとする者

5 る。 前項の規定は、防護標章登録出願に準用す

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 五号) 附 則 (平成一七年六月二九日法律第七

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

(政令への委任)

施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (政令への委任)

第五条 附則第二条に定めるもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め る。

号) 則 抄 (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

(平成一八年六月七日法律第五五

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

ない範囲内において政令で定める日 項の規定 公布の日から起算して三月を超え 条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四

年一月一日 条、第十三条及び第十六条の規定 定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同三項、第三十七条及び第六十七条の改正規 びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法正規定、同条の次に一条を加える改正規定並 条の前に見出しを付する改正規定、同条の改 条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規 項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二 定並びに次条第三項並びに附則第三条第二 びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規 正規定、同条の次に一条を加える改正規定並 条の前に見出しを付する改正規定、同条の改 定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第 を加える改正規定並びに第二百一条の改正規 改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条 を削る改正規定、同条の前に見出しを付する 第二条、第百一条、第百十二条の三及び第百 定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同 七十五条の改正規定、第百九十六条の見出し 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八 平成十九 5

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

| 下「新商標法」という。)第二条第二項の規定第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以 2 出願については、なお従前の例による。 いて適用し、この法律の施行前にした商標登録 は、この法律の施行後にする商標登録出願につ 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六

3 ては、なお従前の例による。 「小売等役務」という。)について使用をする商 ついて適用し、一部施行日前にした行為につい十七条の規定は、一部施行日以後にした行為に 新商標法第二条第二項に規定する役務(以下

標について商標登録を受けようとする者が、

商

の法律の施行の日前であるときは、 施行の日を出展の日とみなす。 る場合において、同項に規定する出展の日がこ 標法第九条第一項の規定の適用を受けようとす この法律

この法律の施行の日を出願日とみなす。 う。)が、この法律の施行の日前であるときは、 願の日(以下この項において「出願日」とい ンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、 ラッセルで、千九百十一年六月二日にワシント 最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブ 準用する特許法第四十三条の三第二項の規定に 商標登録を受けようとする者が、商標法第九条 より最初の出願とみなされた出願又は同条A 三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定に れた工業所有権の保護に関する千八百八十三年 六十七年七月十四日にストックホルムで改正さ 五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百 千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百 より優先権を主張しようとする場合において、 の二、第九条の三又は第十三条第一項において (2) の規定により最初の出願と認められた出 小売等役務について使用をする商標について

に準用する。 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出

権利) (施行前からの使用に基づく商標の使用をする

第六条 この法律の施行前から日本国内において も、同様とする。 利を有する。当該業務を承継した者につ の役務に係る業務を行っている範囲内にお の法律の施行の際現にその商標の使用をしてそ 役務についてその商標の使用をする場合は、こ 限る。)についてその登録商標又はこれに類似 定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に 不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指 する商標の使用をしていた者は、継続してその て、その役務についてその商標の使用をする権 いて

2 当な表示を付すべきことを請求することができ と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適 利を有する者に対し、その者の業務に係る役務 権者は、同項の規定により商標の使用をする権 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用

がその者の業務に係る役務を表示するものとし 有する者は、この法律の施行の際現にその商標 て需要者の間に広く認識されているときは、 第一項の規定により商標の使用をする権利を 同

4 継した者についても、同様とする。 商標の使用をする権利を有する。当該業務を承 項の規定にかかわらず、その役務についてその 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5 (施行後三月間にした商標登録出願についての に準用する。 前各項の規定は、 防護標章登録に基づく権利

第七条 この法律の施行の日から起算して三月を 除く。)」とする。 が第二条第二項に係るものである場合におい 用については、同号中「するもの」とあるの 項(第十一号に係る部分に限る。)の規定の適 出願」という。)についての商標法第四条第一 もの(以下この条において「特例小売商標登録 経過する日までの間にした商標登録出願であっ 小売等役務について使用をする商標に係る 同項に係る役務について使用をするものを 「するもの(その商標登録に係る指定役務 4

する役務を除く。)」とする。 務」とあるのは、「役務(第二条第二項に規定 条第一項の規定の適用については、同項中「役 特例小売商標登録出願についての商標法第八

売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。 条第二項の規定の適用については、当該特例小 (使用に基づく特例の適用) 特例小売商標登録出願についての商標法第八

第八条 前条第三項の規定により同日にしたもの 前から自己の業務に係る小売等役務について日において、その商標登録出願がこの法律の施行 用に基づく特例の適用を主張することができ ものであるときは、その商標登録出願人は、使 ている商標について商標登録を受けようとする 本国内において不正競争の目的でなく使用をし とみなされた二以上の商標登録出願がある場合

- ことを証明するために必要な書類を特許庁長官 商標登録出願が次の各号のいずれにも該当する れた期間内に、その旨を記載した書面及びその 者は、商標法第八条第四項の規定により指定さ に提出しなければならない。 使用に基づく特例の適用を主張しようとする その商標登録出願に係る商標がこの法律の
- あること。 る小売等役務について使用をしているもので 行前から日本国内において自己の業務に係
- 一 その商標登録出願に係る指定役務が前号の 小売等役務であること。

3 く認識されている商標であつてその役務につい 限る。)を表示するものとして需要者の間に広 録出願であって、前項各号のいずれにも該当す て使用をするものを除く。)」とする。 の」とあるのは、「使用をするもの(自己の業 用については、同項第十号中「使用をするも 録出願」という。)についての商標法第四条第 るもの(以下この条において「使用特例商標登 務に係る役務(第二条第二項に規定する役務に 一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登

第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則 録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改 出願であるときは、商標法第八条第五項の規定 の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録 登録出願の商標登録出願人)」とする。 が二以上あつたときは、それらの使用特例商標 の商標登録出願人(当該使用特例商標登録出願 公正な方法によるくじにより定めた一の商標登 の適用については、同項中「特許庁長官が行う 第一項に規定する場合において、当該二以上

5 似の二以上の登録商標に係る商標権について異 似の小売等役務について使用をする同一又は類 第八条第五項の規定の適用により、同一又は類 規定は、前項の規定により読み替えられた同法 場合に準用する。 なった者を商標権者とする設定の登録があった 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条 要な経過措置は、政令で定める。 に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

六号) 附 則 (平成二〇年四月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

附則第六条の規定 公布の日

項定、 第一条中特許法第百七条第一項の改正規 第四条中商標法第四十条第一項及び第一 第四十一条の二第一項及び第二項、第六

> 算して三月を超えない範囲内において政令で 条から第十三条までの規定 公布の日から起 びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七 条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並 十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八

三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及 平成二十年九月三十日 条中実用新案法第四十九条第一項第一号の改 八条の二十七第一項及び第二項の改正規定 正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第 び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二 一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法 の例による。 用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の という。) の謄本が送達される場合について適 の決定(以下この項において「補正却下決定」 下「新商標法」という。)第十六条の二第三項、 謄本の送達があった場合については、なお従前 に商標法第十六条の二第一項の規定による却下 五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後 意匠法第十七条の三第一項及び新商標法第四十 商標法第十七条の二第一項において準用する新

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前 二項後段、第六十五条の七第一項及び第二項並 別手数料については、新商標法第四十条第一項を分割して納付する場合を含む。)若しくは個 同日前に納付すべきであった登録料(第四条の に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は 規定にかかわらず、なお従前の例による。 びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の 及び第二項、第四十一条の二第一項後段及び第 項前段及び第二項前段の規定により当該登録料 規定による改正前の商標法第四十一条の二第一

3 査定に対する同項の審判の請求については、 の日前に謄本の送達があった拒絶をすべき旨の の審判の請求について適用し、この法律の施行 べき旨の査定に対する商標法第四十四条第一項 律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をす お従前の例による。 新商標法第四十四条第一項の規定は、この法

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの は、 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 政令で定める。

第七条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定 施行の状況について検討を加え、その結果に基 項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二 法第百七条第一項並びに新商標法第四十条第一 の施行後五年を経過した場合において、新特許 六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の 項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第 づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則

号) 抄 (平成二三年六月八日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 Iから

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以 る。 た商標登録出願については、なお従前の例によ 願について適用し、この法律の施行の日前にし は、この法律の施行の日以後にする商標登録出 下「新商標法」という。) 第九条第一項の規定

2 新商標法第二十一条第一項の規定は、この お従前の例による。 滅したものとみなされた商標権については、な法」という。)第二十条第四項の規定により消 規定により消滅したものとみなされた商標権に 律の施行の日以後に新商標法第二十条第四 の規定による改正前の商標法(以下「旧商標 ついて適用し、この法律の施行の日前に第四条

正商標法第六十八条第三項において準用する場 平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規 条第三項において準用する場合を含む。)の規 用実施権についての通常実施権にも適用する。 の法律の施行の際現に存する特許権又はその専 において準用する場合を含む。)の規定は、こ 定(平成十六年改正商標法第十三条の二第五項 標法」という。)第三十九条において準用する よる改正後の商標法(以下「平成十六年改正商 審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律 定は、この法律の施行の日以後に提起された再 いて準用する場合を含む。) 及び平成十六年 (平成十六年改正商標法第六十八条第一項にお (平成十六年法律第百二十号) 第七条の規定に 新商標法第三十三条の三第一項(同条第三項 新商標法第三十八条の二(新商標法第六十八

に限る。)における主張について適用する。 合を含む。)が適用される訴訟事件に係るもの

施行の日前に確定審決の登録があった審判と同 決の登録があった審判と同一の事実及び同一のおいて準用する場合を含む。)の審判の確定審 則第十四条第一項(新商標法附則第二十三条において準用する場合を含む。)又は新商標法附 証拠に基づく審判について適用し、この法律の 第五十三条の二(新商標法第六十八条第四項に 十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の において準用する場合を含む。)、新商標法第五 第四十六条第一項(新商標法第六十八条第四項 の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法 第一項において準用する新特許法第百六十七条 二第一項若しくは第五十三条第一項、新商標法 一の事実及び同一の証拠に基づく審判について 新商標法第五十六条第一項及び附則第十七条 なお従前の例による。

出願の期間を経過する更新登録の出願についての法律の施行の日以後に同条第二項に規定する している更新登録の出願については、なお従前 十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過 適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六 新商標法第六十五条の三第三項の規定は、こ

書換登録の申請については、なお従前の例によ 条第二項に規定する申請の期間を経過している し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三 の期間を経過する書換登録の申請について適用 律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請 新商標法附則第三条第三項の規定は、この法

8 申請については、なお従前の例による。 標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の 十三条において準用する旧商標法附則第三条第 権利の指定商品の書換登録の申請について適用 る申請の期間を経過する防護標章登録に基づく 施行の日以後に新商標法附則第二十三条におい 商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の 二項に規定する申請の期間を経過している防護 て準用する新商標法附則第三条第二項に規定す し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二 新商標法附則第二十三条において準用する新 3

9 為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によることとされる手続に係る行 第二項及び第六項から前項までの規定により なお従前の

似する商品若しくは役務についてその登録商標

又はこれに類似する商標の使用をしていた者

第十一条 (政令への委任)

は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 附則第二条から前条までに定めるもの

四号) 則 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 日を経過した日から施行する。ただし、次の各 行する。

一から四まで 略

五.

布の日又は施行日のいずれか遅い日 十二号。同条及び附則第六十三条において 「不正競争防止法一部改正法」という。)の公 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の 部を改正する法律(平成二十三年法律第六

六 号) 附則 (平成二六年五月一四日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第九条の規定 公布の日

囲内において政令で定める日定 公布の日から起算して三品 第四条中商標法第七条の二第一項の改正規 公布の日から起算して三月を超えない範

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

|第五条 第四条の規定による改正後の商標法 る商標登録出願について適用し、この法律の施 分に限る。)の規定は、この法律の施行後にす 条第一項及び第四条第一項(第十八号に係る部 の例による。 行前にした商標登録出願については、なお従前 下「新商標法」という。)第二条第一項、 第三 议

2 この法律の施行前にした商標登録出願に係る 係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類 施行後の商標登録出願に係るものを含む。)に の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第四条第一項(第十八号に係る部分に限る。) の理由については、新商標法第三条第一項及び 商標登録についての登録異議の申立て又は無効 競争の目的でなく他人の登録商標(この法律の この法律の施行前から日本国内において不正

> の施行の際現にその商標の使用をしてその商品 ついても、同様とする。 をする権利を有する。当該業務を承継した者に 又は役務に係る業務を行っている範囲内におい おいて同じ。)の使用をする場合は、この法律 第四号に掲げるものに限る。以下第五項までに て、その商品又は役務についてその商標の使用 (新商標法第五条第二項第一号、第三号又は 継続してその商品又は役務についてその商

4 求することができる。 又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との 利を有する者に対し、その者の業務に係る商品 混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請 権者は、同項の規定により商標の使用をする権

12

新商標法第四十二条第三項の規定は、この

ては、適用しない。

る期間内に登録料の納付がなかった場合につい

一条第一項又は第四十一条の二第一項に規定す

5 る。当該業務を承継した者についても、 がその者の業務に係る商品又は役務を表示する 役務についてその商標の使用をする権利を有す きは、同項の規定にかかわらず、その商品又は ものとして需要者の間に広く認識されていると 有する者は、この法律の施行の際現にその商標

に基づく権利に準用する。 第三項から前項までの規定は、防護標章登録

8 る出品又は出展の日(以下この項において「出 を受けようとする場合において、同項に規定す とみなす。 あるときは、この法律の施行の日を出品等の日 品等の日」という。)が、この法律の施行前で する者が、新商標法第九条第一項の規定の適用 四号に掲げる商標に係る商標登録を受けようと 新商標法第五条第二項第一号、第三号又は第

10 新商標法第十三条第一項において準用する新 9 特許法第四十三条第二項(旧商標法第十三条第 第十三条第一項において読み替えて準用する旧 十三条の三第三項において準用する場合を含 特許法第四十三条第六項(新商標法第十三条第 なかった場合については、適用しない。 施行前に第四条の規定による改正前の商標法 む。) の規定は、この法律の施行前に旧商標法 定する期間内に同項に規定する証明書の提出が (以下「旧商標法」という。) 第九条第二項に規 新商標法第九条第三項の規定は、この法律の 項において読み替えて準用する旧特許法第四 項において読み替えて準用する新特許法第四

の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十 する書類の提出がなかった場合については、適えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定 間内に旧商標法第十三条第一項において読み替 一条の二第六項において準用する場合を含む。) する書類の提出がなかった場合については、 む。以下この項において同じ。)に規定する期 十三条の二第三項において準用する場合を含 新商標法第四十一条第四項(新商標法第四十

前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用

第三項の規定により商標の使用をする権利を 同様と

13

の法律の施行前に旧商標法第六十五条の八第一

新商標法第六十五条の八第四項の規定は、こ

返還の請求がなかった場合については、適用 する期間内に同条第一項の規定による登録料 律の施行前に旧商標法第四十二条第二項に規定

0

第四項の規定は、前項の場合に準用する。

14 がなかった場合については、適用しない。項又は第二項に規定する期間内に登録料の納付 は、適用しない。 登録料の返還の請求がなかった場合について 項に規定する期間内に同条第一項の規定による の法律の施行前に旧商標法第六十五条の十第二 新商標法第六十五条の十第三項の規定は、こ

15 いては、なお従前の例による。 の施行前にした日本国を指定する領域指定につ 域指定」という。)について適用し、この法律 規定する領域指定であって日本国を指定するも にマドリッドで採択された議定書第三条の三に の法律の施行後にする標章の国際登録に関する の(以下この項において「日本国を指定する領 マドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日 新商標法第六十八条の九第二項の規定は、こ

の規定にかかわらず、なお従前の例による。 六十八条の十九第一項の規定により読み替えて 設定の登録を受けた商標権の信託による変更に 適用する旧商標法第十八条第二項の規定により ついては、新商標法第六十八条の二十六第一項 この法律の施行前に効力が生じた旧商標法第

商標法第六十八条の三十三第二項において読み 旧商標法第六十八条の三十二第二項第一号 場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に 法第六十八条の三十三第二項において準用する 替えて準用する場合を含む。)に規定する期間 新商標法第六十八条の三十二第六項(新商標 间

18 出願がなかった場合については、適用しない。 返還の請求がなかった場合については、適用し する期間内に同条第七項の規定による手数料の 律の施行前に旧商標法第七十六条第八項に規定 六十八条の三十三第一項の規定による商標登録 内に旧商標法第六十八条の三十二第一項又は第 新商標法第七十六条第九項の規定は、この法

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十九 必要な経過措置は、政令で定める。 条に定めるもののほか、この法律の施行に関し

則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 ついての不服申立てであってこの法律の施行前 (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが いこととされる事項であって、当該不服申立て り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。) により異議申立てが提起 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

による。 取消しの訴えの提起については、なお従前の例 を提起することができないこととされるものの

3 施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その なお従前

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 附則第五条から前条までに定めるものの 政令で定

四附号訓 則 抄 (平成二六年六月二五日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布 の日から施行する。 (政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法 律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附

五号) 則 (平成二七年七月一〇日法律第五 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

|第三条 第四条の規定による改正後の商標法(以 という。)第九条第三項の規定は、施行日前に 条において「旧商標法」という。)第九条第二 第四条の規定による改正前の商標法(以下この については、適用しない。 項に規定する期間を経過している商標登録出願 下この条及び附則第六条において「新商標法」

2 登録出願については、なお従前の例による。 録出願について適用し、施行日前に旧商標法第 九条第二項に規定する期間を経過している商標 に同条第三項に規定する期間を経過する商標登 新商標法第九条第四項の規定は、施行日以後

3 いては、適用しない。 規定する期間を経過している商標登録出願につ み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に 施行日前に旧商標法第十三条第一項において読 準用する新特許法第四十三条第七項の規定は、 新商標法第十三条第一項において読み替えて

録出願については、なお従前の例による。 準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、 条第二項に規定する期間を経過している商標登 て適用し、施行日前に旧商標法第十三条第一項 に規定する期間を経過する商標登録出願につい 施行日以後に新商標法第十三条第一項において において読み替えて準用する旧特許法第四十三 読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項 新商標法第十三条第一項において読み替えて

5 る場合の当該登録料を含む。)若しくは個別手 二項前段の規定により登録料を分割して納付す 料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第 手数料又は施行日前に納付すべきであった登録 数料については、なお従前の例による。 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別

6 ない。 場合は、延長後の期間)を経過している商標登 前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間 録出願に係る登録料の納付については、 (同条第二項の規定による期間の延長があった 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日 適用し

7 長があった場合は、延長後の期間)を経過して 定する期間(同条第二項の規定による期間の延 以後に同条第三項に規定する期間を経過する商 は、なお従前の例による。 標登録出願に係る登録料の納付について適用 いる商標登録出願に係る登録料の納付について 新商標法第四十一条第四項の規定は、 施行日前に旧商標法第四十一条第一項に規 施行日

8 標登録出願に係る登録料の納付については、適た場合は、延長後の期間内)を経過している商 四十一条第二項の規定による期間の延長があっ 行日前に商標登録をすべき旨の査定又は審決の 十一条の二第六項において準用する旧商標法第 送達があった日から三十日以内(旧商標法第四 用しない。 新商標法第四十一条の二第三項の規定は、施

9 期間の延長があった場合は、延長後の期間) 行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第 一項に規定する期間(同条第三項の規定による 新商標法第六十五条の八第四項の規定は、施 を

10 録に基づく権利に係る登録料の納付について 経過している防護標章登録出願又は防護標章登

日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二 権利に係る登録料の納付について適用し、施行 る防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく 行日以後に同条第四項に規定する期間を経過す に基づく権利に係る登録料の納付については、 過している防護標章登録出願又は防護標章登録 間の延長があった場合は、延長後の期間)を経 項に規定する期間(同条第三項の規定による期 なお従前の例による。 新商標法第六十五条の八第五項の規定は、

(政令への委任)

第五条 前三条及び附則第九条に定めるもののほ か、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも び第五項の規定の施行の状況について検討を加 において、新特許法第百七条第一項並びに新商 び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及 標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の のとする。 二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及

附 号 則 抄 (平成二八年五月二七日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第 一〇八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 日」という。)から施行する。ただし、次の各 いて効力を生ずる日(第三号において「発効 に関する包括的及び先進的な協定が日本国につ

附則第九条の規定 公布の日

改正規定及び第十条の規定 公布の日から起 定める日 算して二月を超えない範囲内において政令で 第三条中商標法第二十六条第三項第一号

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規 における施行日以後にした行為に対する罰則の定によりなお従前の例によることとされる場合 適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法 経過措置を含む。)は、政令で定める。 律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

則 (平成二九年六月二日法律第四五

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 この法律は、民法改正法の施行の日から施行

則 (平成三〇年五月三〇日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 附則第十八条及び第三十四条の規定 当該各号に定める日から施行する。 公布

び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及 十二条、 十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項 公布の日から起算して十日を経過し第十四条、第十六条及び第三十三条

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

の規定

(以下この条において「新商標法」という。) 第 第十四条 第五条の規定(附則第一条第二号に掲 標法第十条第一項の新たな商標登録出願についじ。)の規定は、第二号施行日以後にする新商 準用する場合を含む。以下この条において同 十条第一項(商標法第六十八条第一項において て適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この る経過措置を含む。) は、 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す 政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 則 (平成三〇年一二月七日法律第八

八附号 訓

(施行期日)

第一条 この法律は、経済上の連携に関する日本 施行する。ただし、附則第七条の規定は、 の日から施行する。 公布

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 (政令への委任) については、なお従前の例による。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法

号附 則 (令和元年五月一七日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

の改正規定 公布の日から起算して十日を経 過した日 第四条中商標法第三十一条第一項ただし書 附則第四条の規定 公布の日

起算して一年六月を超えない範囲内において規定並びに附則第五条の規定 公布の日から 百五条の二を同法第百五条の二の十一とし、定、同法第百五条第四項の改正規定、同法第 第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正 改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二 の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の 十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条 を加える改正規定、第二条中実用新案法第三 第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条 付する改正規定及び同法第二百条の二を同法 同法第百六十九条第六項の改正規定、同法第 同法第百五条の四第一項第一号の改正規定、 同法第百五条の次に十条を加える改正規定、 二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定 (附則第一条第二号及び第

三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後

指定」という。)について適用し、施行日前に(以下この条において「日本国を指定する領域 する領域指定であって日本国を指定するものドリッドで採択された議定書第三条の三に規定 の商標法第六十八条の二十八第一項の規定は、 お従前の例による。 リッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマ 施行日以後にする標章の国際登録に関するマド した日本国を指定する領域指定については、 な

(政令への委任)

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第四条 前二条に規定するもののほか、この法律

号) 抄 (令和三年五月一九日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第正規定(同表の二十七の項の改正規定を除正規定(同表の二十七の項の改正規定を除正規定の個人を識別するための番号の利給ける特定の個人を識別するための番号の利益、第四十七条及び第五十五条(行政手続に 布の日 び第七十一条から第七十三条までの規定 五十九条から第六十三条まで、第六十七条及 別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から 公

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五 る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十に「正本及び」を加える部分を除く。) に限 条、第五条、第六条、第七条(第三項を除 四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第 識別するための番号の利用等に関する法律第 第五十三条(行政手続における特定の個人を 第四十八条、第五十条から第五十二条まで、 四十二条、第四十四条から第四十六条まで、 三十三条から第三十五条まで、第四十条、第 三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条 法第百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下 く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍 九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の 正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改 十条及び第五十八条並びに次条、附則第三

いて、各規定につき、政令で定める日 の日から起算して一年を超えない範囲内にお 条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布 十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五 む。)」を削る部分に限る。)を除く。)、第五 十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含 の推進に関する法律(平成二十五年法律第百 改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則規定にあっては、当該規定。以下この条にお る罰則の適用については、なお従前の例によ 規定によりなお従前の例によることとされる場 0

(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す第七十二条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。

則 (令和三年五月二一日法律第四二

号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

改正規定及び附則第九条の規定 定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の 第四条中商標法第七十条第一項の改正規 公布の日

える改正規定並びに同法第六十条の二十一第正規定、同法第六十条の十二の次に一条を加 第六十条の七の改正規定、同条に一項を加え 四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法 条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第 第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三 の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条 項を加える改正規定並びに同法第百五十一条 項において「国際事務局」という。)」を削る 条(xxviii)に規定する」及び「(次 る改正規定、同法第六十条の十一第一項の改 定、同法第百十二条第二項及び第四項から第 部分に限る。)、第四条中商標法第四十一条 六項までの改正規定、同法第百四十五条に二 一項の改正規定(「ジュネーブ改正協定第一 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規

て六月を超えない範囲内において政令で定め 項並びに第六条の規定 公布の日から起算し 条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五 所有権に関する手続等の特例に関する法律第 の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の から第三項までの改正規定、同法第四十三条 に次条第七項並びに附則第三条第五項、第四 十五条の三第一項の改正規定を除く。)並び 十六第一項の改正規定、第六条の規定(工業 一第六項の改正規定、同法第四十三条第一項

規定、同法第四十三条の二第一項の改正規 月を超えない範囲内において政令で定める日 第一項の規定 公布の日から起算して一年六 規定、第四条中商標法第二条に一項を加える 年を超えない範囲内において政令で定める日 並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項 ら第四項まで、第八項、第十項及び第十一項改正規定、第五条の規定並びに次条第一項か 号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える 号を第十号とし、 条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九 を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四 までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号 第十一号を第十二号とし、第七号から第十号 第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四 新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法 の次に一号を加える改正規定、第二条中実用 ら第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号 別表中第十九号を第二十号とし、第十一号か 百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法 第百八十四条の四第四項の改正規定、同法第 同法第百十二条の二第一項の改正規定、同法 定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、 正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正 改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条 十一項までの規定 公布の日から起算して二 びに第五条第二項、第三項及び第六項から第 から第八項まで、第四条第二項及び第五項並 十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正 第三号から第八号までを一 7 5 3

第五条 第四条の規定 (附則第一条第四号に掲げ 二条第三項及び第七項、第二十六条第三項、 る改正規定に限る。) による改正後の商標法第 (商標法の一部改正に伴う経過措置) 第六十七条並びに第七十四条の規定

お従前の例による。 し、第四号施行目前にした行為については、な は、 第四号施行日以後にした行為について適用

2 第五条の規定による改正後の商標法(以下こ みなされた商標権については、なお従前の例に 号施行日前に同項の規定により消滅したものと ものとみなされる商標権について適用し、第五 第二十一条第一項の規定は、第五号施行日以後 の条において「第五号改正後商標法」という。) に商標法第二十条第四項の規定により消滅した

よる

この項において同じ。)による改正後の商標法 なお従前の例による。 という。)第四十一条の二第六項の規定により 則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下 規定は、第五号施行日以後に第四条の規定(附 消滅したものとみなされた商標権については、 正後商標法第四十一条の二第六項の規定により 前の商標法第四十一条の二第六項又は第三号改 消滅したものとみなされる商標権について適用 (以下この条において「第三号改正後商標法」 し、第五号施行日前に第四条の規定による改正 第五号改正後商標法第四十一条の三第一項の

条の二第五項に規定する後期分割登録料を納付 過した場合であって、その期間内に登録料の納 前に商標法第二十条第二項に規定する期間を経 書及び第二項ただし書の規定は、第三号施行日 は、適用しない。 内にその登録料の納付がなかったときについて すべき期間を経過した場合であって、その期間 書の規定は、第三号施行日前に商標法第四十一 付がなかったときについては、適用しない。 第三号改正後商標法第四十三条第三項ただし 第三号改正後商標法第四十三条第一項ただし

新登録の出願について適用し、第五号施行日前 の三第二項に規定する出願の期間を経過する更 規定は、第五号施行日以後に商標法第六十五条 あった者についての同号及び同項第二号に規定 する個別手数料を納付した者又は納付すべきで の商標法第六十八条の三十第一項第一号に規定 録の出願については、なお従前の例による。 法第六十八条の三十第一項の規定にかかわら する個別手数料については、第五号改正後商標 に同項に規定する出願の期間を経過した更新登 第五号施行日前に第五条の規定による改正前 第五号改正後商標法第六十五条の三第三項の 第一条 この法律は、

8 9 条の十九第一項の規定にかかわらず、なお従前登録については、第五号改正後商標法第六十八る国際商標登録出願についての商標権の設定のなお従前の例によることとされた国際登録に係 二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ては、第五号改正後商標法第六十八条の十八の国際商標登録出願についての査定の方式につい お従前の例によることとされた国際登録に係る の例による。 第七項の規定によりその個別手数料について 前項の規定によりその個別手数料についてな

11 第五号改正後商標法附則第三条第三項の規定 申請について適用し、第五号施行日前に同項に項に規定する申請の期間を経過する書換登録の 規定する申請の期間を経過した書換登録の申請 五号改正後商標法第六十八条の三十五の規定に についての商標権の設定の登録については、第八条の三十三第一項の規定による商標登録出願 る商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十なお従前の例によることとされた国際登録に係 かかわらず、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 第七項の規定によりその個別手数料について 第五号施行日以後に商標法附則第三条第二

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第九条 この附則に規定するもののほか、この法 る。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過し 力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八 二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の た場合において、この法律による改正後の特許 規定の施行の状況について検討を加え、その結 条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の 項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七 法第百七条第一項、実用新案法第三十一条第 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協 項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第

号 附 (令和四年五月二五日法律第四八

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から

公布の日から起算して四

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

条の規定 公布の日 十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五 記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登

第百二十五条 この附則に定めるもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

(政令への委任)

定める。 (施行期日) 号 附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

1 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日 第五百九条の規定 公布の日 にから施

号) 附 則 (令和五年六月一四日法律第五

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並 第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠 及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法 項の改正規定並びに同法第百九十一条第一項 改正規定、同法第百八十六条第一項及び第二 政令で定める日 から起算して三月を超えない範囲内において びに附則第三条及び第七条の規定 第二条中特許法第百八十四条の九第五項 公布の 日

条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の 第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条 規定及び同法第六十条の七第一項の改正規 項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正 八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三 号の改正規定、第三条中実用新案法第十条第 改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二 項までの改正規定、同法第四十四条第四項 の二に一項を加える改正規定、同法第六十八 正規定、同法第十条第三項の改正規定、同法 定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改 十六第一項の改正規定及び同法第七十六条第 項第三号の改正規定、 第二条中特許法第四十三条第二項から第九 第六条中工業所有権

月を超えない範囲内において政令で定める日 附則第四条の規定 公布の日から起算して九 条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに に関する手続等の特例に関する法律第八条第 項から第四項までの改正規定、同法第十条 一項を加える改正規定並びに同法第二十四

第五条 第五条の規定 (附則第一条第二号に掲げ 商標登録出願については、なお従前の例によ 商標登録出願について適用し、施行日前にした る部分に限る。)の規定は、施行日以後にする 第一項(第二十四条の四第一号及び第二号に係 号に係る部分に限る。)並びに第五十二条の二 第六項まで、第二十四条の四(第一号及び第二 第四項、第八条第一項、第二項及び第四項から 四条第一項(第八号に係る部分に限る。)及び る改正規定を除く。) による改正後の商標法第 (商標法の一部改正に伴う経過措置) 更新登録の出願をする者

2

的でなく他人の登録商標(この法律の施行後の

施行日前から日本国内において不正競争の目

第九条第三項、第十三条第一項

千二百円

一件につき四

の区分につき

三万円を加え

に額

品又は役務についてその商標の使用をする場合 承継した者についても、同様とする。 の商標の使用をする権利を有する。当該業務を 範囲内において、その商品又は役務についてそ は、この法律の施行の際現にその商標の使用を をしていた者が、施行日以後も継続してその商 する商標であって他人の氏名を含むものの使用 くは役務についてその登録商標又はこれに類似 法第四条第一項第十一号に規定する指定商品若 商標登録出願に係るものを含む。)に係る商標 してその商品又は役務に係る業務を行っている しくは指定役務又はこれらに類似する商品若し |五|第二十一条第一項、第四十一条|一件につき十 四商標権の分割を申請する者 |の三第一項、第六十五条の三第||万二千円 五条第三項の規定により手続を 第一項において準用する同法第 五条の八第四項又は第七十七条 |第四十一条の二第三項、第六十 において準用する特許法第四十 する者 二条第七項、第四十一条第三項、 二項又は附則第三条第三項の規

万円

件につき

3 求することができる。 混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請 又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との 利を有する者に対し、その者の業務に係る商品 権者は、同項の規定により商標の使用をする権 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用 |六|第二十八条第一項(第六十八条 第三項において準用する場合を をすることとなった者を除く。 めに帰することができない理由 定により手続をする者(その青

によりこれらの規定による手続

4 る。 役務についてその商標の使用をする権利を有す きは、同項の規定にかかわらず、その商品又は ものとして需要者の間に広く認識されていると がその者の業務に係る商品又は役務を表示する 有する者は、この法律の施行の際現にその商標 第二項の規定により商標の使用をする権利を 当該業務を承継した者についても、 同様と |八登録異議の申立てについての審| 件につき |七|登録異議の申立てをする者 含む。)の規定により判定を求め

る者

方円

件につき四

第三項の規定は、前項の場合に準用する。

への参加を申請する者

万千円

分につき八千

円を加えた額

千円に一の区

件につき言

5

6 に基づく権利に準用する。 (政令への委任) 第二項から前項までの規定は、 防護標章系

第七条 この附則に規定するもののほか 律の施行に関し必要な経過措置は、政 る。

別表(第七十六条関係)

商標登録出願をする者 防護標章登録出願又は防護標章一件につき 納付しなければならない者 登録に基づく権利の存続期間の 金額 万二千円に 五千円を加え |分につき一万 千円に一の区 た額 件につき六

		令で定め	、この法			7
る者	十審判又は再審への参加を申請す					
万五千円	一件につい	た額	四万円を	の区分に	万五千円	1

		定め	の法			登録
る者	一審判又は再審への参加を申請す					九審判又は再審を請求する者
万五千円	一件につき五	た額	四万円を加え	の区分につき	万五千円に一	一件につき一